

# いわき市地域防災計画

— 原子力災害対策編 —

令和8年3月

いわき市防災会議



# 地域防災計画（原子力災害対策編）

## 目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	2
第2節 計画の性格	2
1 いわき市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	2
2 いわき市における他の災害対策との関係	2
3 計画の修正	2
第3節 計画の周知徹底	3
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	3
第5節 計画の基礎とする災害の想定	3
1 原子力施設	3
2 複合災害	4
3 緊急事態における判断基準	4
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域	6
1 原子力災害対策重点区域の設定	6
2 原子力災害対策重点区域の範囲	6
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置	7
1 福島第一原子力発電所に係る緊急事態区分及び講ずべき防護措置	7
2 福島第二原子力発電所に係る緊急事態区分及び講ずべき防護措置	7
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	11
第9節 本県以外で発生した原子力災害への対応	17
第2章 原子力災害事前対策	18
第1節 基本方針	19
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議	19
第3節 国との連携	19
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	20
第5節 情報の収集・連絡体制等の整備	20
1 情報の収集・連絡体制及び原子力災害対策上必要な資料等の整備	20
2 情報の分析整理	22
3 通信手段・経路の多様化等	22
第6節 緊急事態応急体制の整備	23
1 原子力発電所に係る通報連絡に関する協定による通報	23
2 災害対策本部体制等の整備	24
3 オフサイトセンターにおける体制	27
4 長期化に備えた動員体制の整備	27
5 防災関係機関相互の連携体制	28
6 消防の相互応援体制等	28
7 広域的な応援協力体制の拡充・強化	28
8 モニタリング体制	28

9	専門家の派遣要請	29
10	複合災害に備えた体制の整備	29
11	人材及び防災資機材の確保等に係る連携	29
<b>第7節</b>	<b>避難収容活動体制の整備</b>	<b>29</b>
1	避難計画の作成	29
2	一時集合場所等の整備等	30
3	避難行動要支援者に関する措置	30
4	要配慮者等の支援体制	31
5	学校等施設における体制	32
6	集客施設等における避難計画の作成	33
7	住民等の避難状況の確認体制の整備	33
8	居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備	33
9	警戒区域を設定する場合の計画の策定	33
10	一時集合場所等・避難方法等の周知	33
<b>第8節</b>	<b>飲食物の出荷制限及び摂取制限等</b>	<b>34</b>
1	飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備	34
2	飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保	34
<b>第9節</b>	<b>緊急輸送活動体制の整備</b>	<b>34</b>
1	専門家の移送体制の整備	34
2	緊急輸送路の確保体制等の整備	34
<b>第10節</b>	<b>救助・救急、医療、消火及び防護 資機材等の整備</b>	<b>36</b>
1	救助・救急活動用資機材の整備	36
2	救助・救急機能の強化	36
3	原子力災害医療活動体制等	37
4	安定ヨウ素剤の服用体制の整備	37
5	緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備	38
6	物資の調達、供給活動体制の整備	38
<b>第11節</b>	<b>住民等への的確な情報伝達体制の整備</b>	<b>38</b>
<b>第12節</b>	<b>原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</b>	<b>39</b>
1	住民に対する知識の普及と啓発	39
2	防災教育の充実	39
3	要配慮者等への配慮	40
4	災害教訓の伝承	40
5	国際的な情報発信	40
<b>第13節</b>	<b>緊急事態応急対策に従事する者の人材育成</b>	<b>40</b>
<b>第14節</b>	<b>計画に基づく行動マニュアル等の整備</b>	<b>41</b>
<b>第15節</b>	<b>防災訓練等の実施</b>	<b>41</b>
1	訓練計画の策定	41
2	訓練の実施	41
3	実践的な訓練の実施と事後評価	42
<b>第16節</b>	<b>核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</b>	<b>42</b>
<b>第17節</b>	<b>災害復旧への備え</b>	<b>42</b>
<b>第3章</b>	<b>緊急事態応急対策</b>	<b>43</b>

第1節	基本方針	44
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	44
1	情報収集事態が発生した際の通報連絡及び対応	44
2	警戒事態発生時の通報連絡及び対応	44
3	施設敷地緊急事態発生時の通報連絡及び対応	45
4	全面緊急事態発生時の通報連絡及び対応	48
5	一般電話回線が使用できない場合の対処	49
6	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	50
7	複合災害時の情報収集	52
第3節	活動体制の確立	53
1	災害対策本部等の設置基準	53
2	警戒体制（情報収集事態）の設置	53
3	警戒体制（警戒事態）の設置	54
4	災害対策本部の設置	54
5	オフサイトセンターとの連携	55
6	専門家の派遣要請	56
7	応援要請及び職員の派遣要請等	57
8	自衛隊の派遣要請等	57
9	緊急事態応急対策に従事する者の安全確保	57
10	原子力被災者生活支援チームとの連携	58
第4節	屋内退避、避難等の防護措置	59
1	屋内退避、避難等の防護措置の実施	59
2	屋内退避又は避難の方法	60
3	一時集合場所等	63
4	安定ヨウ素剤の服用	65
5	避難行動要支援者への配慮	65
6	要配慮者等への配慮	65
7	学校等施設における避難措置	66
8	集客施設等における避難措置	66
9	警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	66
10	飲食物、生活必需品等の供給	67
第5節	治安の確保及び火災の予防	67
第6節	飲食物の出荷制限及び摂取制限等	67
第7節	緊急輸送活動	68
1	緊急輸送活動	68
2	緊急輸送のための交通確保	69
第8節	救助・救急、消火及び医療活動	69
1	救助・救急及び消火活動	69
2	医療措置	69
第9節	住民等への的確な情報伝達活動	70
1	住民等への情報伝達活動	70
2	住民等からの問い合わせに対する対応	71
第10節	自発的支援の受入れ等	71

1	ボランティアの受入れ	71
2	国民等からの支援物資、義援金の受入れ	71
第11節	行政機関の業務継続に係る措置	72
第12節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策	72
<b>第4章</b>	<b>原子力災害中長期対策</b>	<b>74</b>
第1節	基本方針	75
第2節	放射性物質による環境汚染への対処	75
第3節	緊急事態解除宣言後の対応	75
1	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	75
2	各種制限措置の解除	75
第4節	災害地域住民に係る記録等の作成	76
1	災害地域住民の記録	76
2	災害対策措置状況の記録	76
第5節	被災者等の生活再建等の支援	76
1	被災者等の生活支援	76
2	相談窓口の設置等	76
第6節	風評等の影響の軽減	76
第7節	被災中小企業等に対する支援	77
第8節	心身の健康相談体制の整備	77
参考資料		78

# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が廃止措置計画等に沿って廃炉作業を進めている原子炉施設及び核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和33年法律第166号）に基づき原子力事業者等が運搬に使用する容器から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るために必要な対策について、いわき市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の性格

### 1 いわき市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

本計画は、いわき市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」（以下「防災基本計画」という。）、「原子力災害対策指針」（以下「対策指針」という。）及び「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「県防災計画」という。）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「防災関係機関等」という。）が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成したものである。

市及び防災関係機関等は、想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

また、表記にあたっては、原子力災害対策の全体像が明らかになるよう、必要に応じて国、県及び防災関係機関等が担う業務等についても、その旨を表示した上で記載することとする。

### 2 いわき市における他の災害対策との関係

本計画は、災対法第42条の規定に基づき、いわき市防災会議が作成する「いわき市地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「市防災計画」という。）として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「いわき市地域防災計画（地震・津波災害対策編）」に拠るものとする。

### 3 計画の修正

本計画は、毎年検討を加え、対策指針や県防災計画等の見直し、又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合には、これを修正するものとする。

## 第3節 計画の周知徹底

市は、本計画の内容について広く住民に周知を図るとともに、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関等に対し周知徹底を図るものとする。

各防災関係機関等においては、本計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成するなど災害対応に万全を期すものとする。

## 第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

市防災計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める対策指針を基本としつつ、平成23年3月に原子力災害が発生し、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）第64条の2に定める特定原子力施設に指定された福島第一原子力発電所の状況なども十分考慮して対応するものとする。

## 第5節 計画の基礎とする災害の想定

### 1 原子力施設

(1) 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）

福島第一原子力発電所は、原子力災害が発生し、応急の措置を講じられた施設であり、施設の状況に応じた適切な方法による安全管理を講じさせるため特定原子力施設として指定された。

このことを踏まえ、指針では、当該特定原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設とは異なることから、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策は、他の実用発電用原子炉施設について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面、別に定めることが適切とされ、緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）についても別に定められた。

このことから、本県においても福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策については、他の実用発電用原子炉施設とは別に実施するものとする。

(2) 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所（以下「福島第二原子力発電所」という。）

指針では、当該施設に係る原子力災害対策は、他の実用発電用原子炉施設と同様の取り扱いとされているが、廃止措置の作業が進められていることを鑑み、作業の進捗に応じた見直しを継続的に行うものとする。

参照：参考資料「原子力災害対策指針」抜粋 参照

## 2 複合災害

本計画では、原子力災害のみの単独災害のほか、地震や津波等との複合災害も対象とするが、一般災害による想定は、「いわき市地域防災計画（地震・津波災害対策編）」に拠るものとする。

## 3 緊急事態における判断基準

原子力事業者及び防災関係機関は、緊急事態の初期対応段階において、迅速な防護措置等を実施できるよう以下の判断基準に基づき意思決定を行う。

### (1) 緊急事態区分及び緊急活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するため、緊急事態区分を設定し、原子力事業者及び防災関係機関は当該区分に応じた対応を行うものとする。緊急事態区分と原災法の枠組み等との関係は表1のとおり。

（表1）緊急事態区分と原災法の枠組みの関係区分

	概要	原災法との関係
警戒事態	公衆への放射線による影響やその恐れが緊急のものでは無いが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある状態	
施設敷地緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状態	原災法第10条
全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状態	原災法第15条 (原子力緊急事態宣言)

緊急事態区分のどの段階に該当するかの判断を原子力事業者が判断するための基準として、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定される、緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）は表2のとおり。原子力事業者は、EALに応じて、原災法及び原子力事業者防災業務計画等に基づく通報・報告等を関係機関に行う。

参照：参考資料「原子力災害対策指針」（抜粋）

第2－（2）－表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

(表 2) 緊急事態区分と EAL の枠組み

緊急事態 区分  EAL 分類	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
使用済み 燃料貯蔵槽	・使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない、または当該貯水槽の水位を一定時間以上測定できない場合。	・使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 m の水位まで低下した場合。	・使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。
外的事象	・発電所所在町で震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ・福島県において大津波警報が発表された場合。		
周辺監視区 域放射線量 率		・敷地境界付近において、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上(※ 1)の放射線量を検出した場合。	・敷地境界付近において、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上(※ 1)の放射線量を 2 地点以上または 10 分間以上継続して検出した場合。
その他事象	・オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。		
	・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合	・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

※ 1 福島第一原子力発電所の場合は、3ヶ月平均のバックグラウンド+  $5 \mu\text{Sv/h}$  以上

(2) 運用上の介入レベル (OIL : Operational Intervention Level)

防災関係機関は、環境への放射性物質の放出後の防護措置に係る判断基準として、空間線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で指針により認定された運用上の介入レベル (以下「OIL」という。) に基づき防護措置を行うものとする。

# 第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域

## 1 原子力災害対策重点区域の設定

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、迅速な情報連絡手段の確保、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示を行うとともに、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、緊急用移動手段の確保等が必要である。

また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。

## 2 原子力災害対策重点区域の範囲

平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に伴う原子力災害において、国の指示に基づく避難（計画的避難を含む）及び屋内退避の防護措置が講じられた範囲並びに福島第一原子力発電所が特定原子力施設として指定されていることを踏まえ、本市全域は、県により原子力災害対策重点区域とされており、その区分は表3のとおりとなる。

（表3）

区域区分		福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
原子力災害対策重点区域	予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	-	原子力施設から概ね半径5kmを目安に設定
	緊急防護措置を準備する区域（UPZ）	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村（各市町村全域）	

（PAZ：Precautionary Action Zone、UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

## 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき 区域の区分等に応じた防護措置

UPZにおいては、確率的影響のリスクを低減するため、屋内退避等の防護措置を準備、実施する。

### 1 福島第一原子力発電所に係る緊急事態区分及び講ずべき防護措置

発電所周辺では、未だ避難指示が継続しており、住民等の一時立入が行われている一方で、避難指示が解除された区域では住民等が帰還し生活を再開している。こうした現状を踏まえ、放射性物質が放出される前の初期対応段階における、EALに応じた予防的な防護措置は避難指示区域と避難指示区域でない区域に区分したうえで以下のとおり実施することとされている。

#### (1) 避難指示区域に係る防護措置

警戒事態（自然災害によるものを除く。）が発生した場合、避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している住民等の退去を準備するものとし、施設敷地緊急事態に至った場合、避難指示区域に一時立入している住民等の退去を開始するものとする。

#### (2) UPZに係る防護措置

施設敷地緊急事態に至った時点で、住民等の屋内退避を準備するものとし、また、全面緊急事態に至った時点で、住民等の屋内退避を実施開始するものとする。

なお、緊急事態区分に応じて、放射性物質が放出される前に予防的な防護措置を講じることを基本とするが、さらに事態が悪化したことにより原子力施設から放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を防護措置の実施を判断する基準であるOILと照らし合わせ、国の原子力災害対策本部が更なる防護措置の必要性を判断する。

（別表4-1）福島第一原子力発電所に係る区域に応じた防護措置等（P.6参照）

### 2 福島第二原子力発電所に係る緊急事態区分及び講ずべき防護措置

福島第二原子力発電所施設に係るEALは、指針上、原子炉の現状から他の実用発電用原子炉施設と同様の取り扱いとされたが、具体的な避難及び一時移転の防護措置は、重点区域の以下の区分に応じて実施することとされている。

#### (1) PAZに係る防護措置

警戒事態（自然災害によるものを除く。）が発生した場合、施設敷地緊急事態要避難者（要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者、又は妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者、若しくは安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者をいう。）を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する。

また、施設敷地緊急事態に至った時点で、全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備するとともに、施設敷地緊急事態要避難者に対して避難を即時に実施する。さらに、全面緊急事態に至った時点で、全ての住民等を対象として避難を即時に実施する。

なお、健康状態等により、避難よりも屋内退避が優先される場合には、遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

(2) UPZに係る防護措置

施設敷地緊急事態に至った時点で、住民等の屋内退避を準備するものとし、全面緊急事態に至った時点で、住民等の屋内退避を実施するものとする。

なお、原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を実施するとともに、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目処にOIL1（空間放射線量率  $500 \mu\text{Sv/h}$ ）を超える地域を特定して避難を実施し、その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目処にOIL2（空間放射線量率  $20 \mu\text{Sv/h}$ ）を超える地域を特定し一週間程度内に一時移転を実施する。

(3) 避難指示区域における防護措置

福島第二原子力発電所に係るEALは指針上、他の実用発電用原子炉施設と同様の取り扱いとされたが、福島第二原子力発電所の重点区域内に避難指示区域が設定されている現状にあることから、避難指示区域における防護措置については、福島第一原子力発電所と同様に実施するものとする。

(別表4-2) 福島第二原子力発電所に係る区域に応じた防護措置等（P.7参照）

(別表4-1) 福島第一原子力発電所に係る区域に応じた防護措置等

緊急事態区分等		区域区分		原子力災害対策重点区域以外の区域	
		原子力災害対策重点区域		避難受入市町村	OIL1又はOIL2を超えた区域
原子力施設の状況に応じた判断 (EAL)		(AL) 警戒事態	○一時立入を中止 ○避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備		○UPZ内住民の避難、一時移転、避難退城時検査場所及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等)への協力
		(SE) 施設敷地緊急事態	一時立入している住民等の退去開始	屋内退避を準備	
		(GE) 全面緊急事態			○屋内退避を開始
空間放射線量率の実測値に応じた判断	500 $\mu$ Sv/h超 (OIL1)		数時間以内を目処に地域を特定し、避難を実施	UPZ内住民等の避難及び一時移転の受け入れ。	数時間以内を目処に地域を特定し、避難を実施
	20 $\mu$ Sv/h超 (OIL2)	1日以内を目処に地域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施	1日以内を目処に地域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施		

(別表4-2) 福島第二原子力発電所に係る区域に応じた防護措置等

緊急事態区分等		区域区分		原子力災害対策重点区域以外の区域	
		原子力災害対策重点区域		避難受入市町村	OIL1又はOIL2を超えた区域
原子力施設の状況に応じた判断 (EAL)	(AL) 警戒事態	○一時立入を中止 ○避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備	○UPZ内住民の避難、一時移転、避難退城時検査場所及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等)への協力	
	(SE) 施設敷地緊急事態	一時立入している住民等の退去開始	屋内退避を準備		
	(GE) 全面緊急事態			○屋内退避を開始	
空間放射線量率の実測値に応じた判断		500 $\mu$ Sv/h超 (OIL1)	数時間以内を目処に地域を特定し、避難を実施	UPZ内住民等の避難及び一時移転の受け入れ。	数時間以内を目処に地域を特定し、避難を実施
	20 $\mu$ Sv/h超 (OIL2)	1日以内を目処に地域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施	1日以内を目処に地域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施		

## 第 8 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱は、県防災計画に定める「防災関係機関の事務又は業務の大綱」を基本とする。なお、主な防災関係機関等の事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

### 【防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱】

#### 1 いわき市

関係機関	事務又は業務の大綱
いわき市	(1) 住民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。 (2) 通信連絡網の整備に関すること。 (3) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。 (4) 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。 (5) 事故状況の把握及び連絡に関すること。 (6) 県の緊急時モニタリング活動への協力に関すること。 (7) 住民の退避、避難及び立入制限に関すること。 (8) 原子力災害医療活動に関すること（いわき市保健所が担う業務）。 (9) 県の原子力災害医療活動への協力に関すること。 (10) 飲食物の摂取制限等に関すること。 (11) 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。 (12) 各種制限措置等の解除に関すること。 (13) 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。
いわき市教育委員会	(1) 児童、生徒等への放射線等に係る知識の普及に関すること。 (2) 児童、生徒等の安全の確保に関すること。 (3) 退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。 (4) 小・中学校への災害情報の伝達広報に関すること。
いわき市消防本部	(1) 広報車等による住民に対する広報に関すること。 (2) 住民避難等の誘導に関すること。 (3) 原子力災害医療活動に関すること。 (4) 救急、救助活動の実施に関すること。 (5) 防護対策地区の防火活動に関すること。

## 2 福島県

関係機関	事務又は業務の大綱
福島県	(1) 県民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。 (2) 緊急時通信連絡網の整備に関すること。 (3) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。 (4) 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。 (5) 事故状況の把握及び連絡に関すること。 (6) 緊急時モニタリングに関すること。 (7) 緊急時モニタリング体制の整備・維持に関すること。 (8) 市町村が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援に関すること。 (9) 原子力災害医療活動に関すること（いわき市保健所が担う業務を除く。）。 (10) 飲食物の摂取制限等に関すること。 (11) 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。 (12) 汚染物質の除去等に関すること。 (13) 各種制限措置等の解除決定の調整に関すること。 (14) 市町村の原子力防災対策に対する指導及び助言に関すること。 (15) 防災関係機関との連絡調整に関すること。
福島県教育庁	(1) 県内の小・中学校・義務教育学校及び県立高校に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。 (2) 児童、生徒の安全の確保に関すること。 (3) 退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。 (4) 小・中学校・義務教育学校及び県立高校への災害情報の伝達、広報に関すること。
福島県警察本部 いわき中央警察署 いわき東警察署 いわき南警察署	(1) 情報の収集および関係機関への連絡並びに住民等への伝達に関すること。 (2) 避難の誘導及び屋内退避等の呼びかけに関すること。 (3) 交通の規制及び緊急輸送の支援に関すること。 (4) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持に関すること。
いわき市医療センター 福島労災病院	原子力災害医療活動に関すること。

※ 福島県の業務については、県防災計画より抜粋した。

※ いわき市内では、上記の2病院が「原子力災害医療協力機関」として位置付けられている。

### 3 指定地方行政機関

関係機関	事務又は業務の大綱
東北管区警察局	(1) 災害状況の把握と報告連絡に関すること。 (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 (3) 関係職員の派遣に関すること。 (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
東北管区行政評価局 福島行政監視行政相談センター	(1) 被災者への生活支援情報の提供に関すること。 (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。 (3) 特別行政相談所の開設に関すること。
東北総合通信局	電気通信の確保及び非常通信の運用監督に関すること。
東北財務局 福島財務事務所	(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 (2) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸与に関すること。
東北厚生局	災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整に関すること。
福島労働局	(1) 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 (2) 労働災害調査、労働者の労災補償に関すること。
東北農政局	(1) 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。 (2) 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。 (3) 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
関東森林管理局	(1) 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供に関すること。 (2) 国有林野内の放射性物質の汚染対策に関すること。
東北農政局 福島支局 福島支局 いわき駐在所	応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。 (2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者への支援に関すること。
関東東北産業保安監督部 東北支部	電気の安全確保に関する指導監督に関すること。
東北地方整備局 磐城国道事務所	(1) 国道の通行確保に関すること。 (2) 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。

東北運輸局福島運輸支局	(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。
東北運輸局福島運輸支局（小名浜庁舎）	海上輸送機関との連絡調整に関すること。
東京航空局 福島空港出張所	(1) 航空機の安全航行に関すること。 (2) 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。
仙台管区气象台（福島地方气象台）	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層活動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
福島海上保安部	(1) 船舶に対する広報に関すること。 (2) 船舶に対する情報提供及び海上における治安の維持に関すること。 (3) 海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 (4) 海上における救助・救急に関すること。 (5) 緊急輸送を行うための支援に関すること。
東北地方環境事務所	原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災に係る協力に関すること。
東北防衛局	(1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 (2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 (3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体への連絡に関すること。

#### 4 自衛隊

関係機関	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 東北方面総監部 海上自衛隊 航空自衛隊	(1) 災害応急救護に関すること。 (2) 空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 (3) 海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 (4) 原子力災害医療活動に対する協力に関すること。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

関係機関	事務又は業務の大綱
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	(1) 原子力災害医療活動に関すること。 (2) 専門機関との連携強化に関すること。 (3) 専門家の派遣に関すること。 (4) 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 (5) 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 (6) 住民相談窓口の設置等に関すること。 (7) 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	(1) 関係機関との連携強化に関すること。 (2) 専門家の派遣に関すること。 (3) 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 (4) 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 (5) 住民相談窓口の設置等に関すること。 (6) 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。
NTT 東日本(株)ー福島支店 NTTドコモビズ(株) (株)NTTドコモ東北支社 KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	(1) 通信の確保に関すること。 (2) 災害時優先電話に関すること。 (3) 仮設回線の設置に関すること。
東日本旅客鉄道(株) (東北本部福島支店、水戸支社)	救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
日本赤十字社福島県支部	(1) 災害・被ばく医療調整チーム等への派遣に関すること。 (2) 義援金の募集に関すること。
日本放送協会福島放送局 福島テレビ(株) (株)福島中央テレビ (株)福島放送 (株)テレビユー福島 (株)ラジオ福島 (株)エフエム福島 (株)福島民報社 福島民友新聞社(株) (株)いわき民報社 (株)いわき市民	(1) 災害情報及び各種指示の伝達に関すること。 (2) 原子力防災に関する知識の普及に関すること。

<p>コミュニティ放送</p>	
<p>日本通運(株)福島支店  福山通運(株)  佐川急便(株)  ヤマト運輸(株)  西濃運輸(株)  (公社)福島県バス協会  福島交通(株)  新常磐交通(株)  会津乗合自動車(株)  (公社)福島県トラック協会  (いわき支部)  (一社)福島県タクシー協会  (いわき支部)</p>	<p>緊急輸送に対する協力に関すること。</p>
<p>東日本高速道路(株)  (いわき管理事務所)</p>	<p>(1) 利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達に関する  こと。  (2) 緊急輸送に対する協力に関すること。  (3) 高速道路の通行確保（緊急交通路指定時を含む）に関  すること</p>
<p>(一社)いわき市医師会  (一社)いわき市病院協議会  (一社)いわき歯科医師会  (一社)いわき市薬剤師会  (公社)福島県診療放射線技師  会  (公社)福島県看護協会いわき  支部</p>	<p>原子力災害医療活動に対する協力に関すること。</p>
<p>東北電力ネットワーク(株)いわ  き電力センター  (一社)福島県エルピーガス協  会いわき支部  L P ガス販売業者  都市ガス販売業者</p>	<p>ライフラインの確保及び災害復旧に関すること。</p>

## 7 東京電力HD(株)

関係機関	事務又は業務の大綱
東京電力HD(株)	(1) 原災法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関すること。 (2) 原子力施設の防災管理に関すること。 (3) 従業員等に対する教育、訓練に関すること。 (4) 関係機関に対する情報の提供に関すること。 (5) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 (6) 緊急時モニタリング活動に対する協力に関すること。 (7) 原子力災害医療活動に関すること。 (8) 県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。

## 8 その他の公共的団体

関係機関	事務又は業務の大綱
福島さくら農業協同組合 いわき市森林組合 漁業協同組合 いわき商工会議所 商工会等商工業関係団体	(1) 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 (2) 農林水産物の出荷制限に関すること。 (3) 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設への燃料の優先的な供給に関すること。

# 第9節 本県以外で発生した原子力災害への対応

### 1 市民の安全確保のための対応

原子力規制委員会では、UPZ外におけるプルーム通過時の防護措置としては屋内退避が実効的であるとしている。また、UPZ外における防護措置については、専門的知識を有する原子力規制委員会が施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえてUPZ外へ屋内退避エリアを拡張する必要性を判断することとされている。

市は、県外で原子力災害が発生した場合、原子力規制委員会の判断を踏まえ、住民の安全を確保するため、本計画に定める対策等に準じて事務又は業務を行うものとする。

### 2 災害が発生した他自治体からの避難者受入

市は、県と連携し他自治体からの避難者の受入体制について、あらかじめ定めたマニュアル等により対応するものとする。

## 第 2 章 原子力災害事前対策

## 第 1 節 基本方針

本章は、災対法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

## 第 2 節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議

市は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。

## 第 3 節 国との連携

市は、本計画の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接に連携を図りながら実施するものとする。また、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会において、要配慮者対策、避難先や移動手手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者の協力内容についての検討及び具体化を通じ、本計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を受けるものとする。

### 【原子力防災専門官】

原災法第 30 条に基づき内閣府に設置され、オフサイトセンターに常駐して、平常時は原子力事業者防災業務計画作成に係る指導・助言などを行い、緊急事態が発生した際は、初動時において現地事故対策連絡会議の議長として、事故等情報の集約や地方公共団体の応急措置に係る助言、防災関係機関との調整などの業務にあたることとされている。

### 【上席放射線防災専門官】

全国 14 エリア（福島地域含む）に在勤し、平常時は原子力施設周辺等の環境モニタリングの実施に関する専門的事項について、関係自治体との連絡・調整等を行い、原子力施設で緊急事態が発生した場合には、現地に急行し、緊急時モニタリング活動の実施を現場で統率することとされている。

## 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- 1 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとする。また、民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（食料や生活必需物資の供給、被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、民間事業者のノウハウや能力等を活用することが有効であることから、あらかじめ応援協定の締結等、協力体制の構築に努めるものとする。
- 2 市は、燃料、発動発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者と連携を図るなどにより、その確保に努めるものとする。
- 3 市は、一時集合場所の設置や備蓄等、防災に関する諸活動の推進にあたり、市有地の有効活用を図るほか、市内にある国有・県有財産の有効活用が図られるよう、国及び県に対し協力を要請するものとする。

なお、本市における民間事業者等との広域応援協定の締結状況は資料編に記載する。

## 第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

### 1 情報の収集・連絡体制及び原子力災害対策上必要な資料等の整備

#### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

市は、原子力災害の予防と拡大防止に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備し、充実を図るものとする。

##### ア 原子力災害時緊急通報連絡体制表等の整備

県は、関係機関において、連絡・指導を行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、通報連絡を、緊急時に迅速、確実に行うため、連絡責任者、連絡先、優先順位、通信手段等の連絡内容を記載した名簿等を整備するものとされている。なお、夜間・土日祝日においても対応できる体制となるよう考慮するものとされている。

#### イ 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県、関係市町村と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

#### ウ 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

#### エ 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

#### オ 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。カ 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、関係機関等に対し、必要に応じて市原子力災害対策本部に出席を求め、意見聴取等に努めるものとする。

## **(2) 原子力災害対策上必要な資料の整備**

県及び関係市町村は、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような資料を適切に整備し、県を通じて原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に適切に備え付けるとともに、常に最新のものに更新するための仕組みを構築しておくものとされている。

#### ア 原子力発電所に関する資料

- (ア) 原子力事業者防災業務計画
- (イ) 原子力事業所の施設の配置図

#### イ 社会環境に関する情報

- (ア) 周辺の地図
- (イ) 周辺地域重点区域の人口及び世帯数（距離・方位別。要配慮者、観光客等の季節的な人口移動に関する資料を含む）
- (ウ) 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、着陸可能機種等の情報を含む。）
- (エ) コンクリート屋内退避施設、指定避難所に関する資料及び避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む）
- (オ) 周辺地域の公共施設、特殊施設（幼稚園、学校、病院、福祉施設等）に関する資料（位置に関する情報を含む）
- (カ) 原子力災害医療施設（原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関）に関する資料（位置、対応能力、搬送ルート及び手段等についての情報を含む）
- (キ) 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

#### ウ 防護措置の判断に関する資料

- (ア) 周辺地域の気象・海象資料  
(過去3年間における風向・風速、大気安定度の季節及び日変化の情報等)
- (イ) モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定 of 候補地点図及び環境試料採取 of 候補地点図
- (ウ) 平常時環境放射線モニタリング資料(事故前10年間及び過去3～10年間の統計値等)
- (エ) 周辺地域の水源地、飲料水供給施設等に関する資料
- (オ) 農林水産物の生産及び出荷状況

#### エ 防護活動資機材等に関する資料

- (ア) 資機材の整備・配備状況
- (イ) 広報車両・避難用車両の緊急時における運用体制
- (ウ) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の整備・配備状況

#### オ 災害復旧に関する資料

県は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除去に関する資料の収集・整備等を図るものとされている。

## 2 情報の分析整理

---

### (1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に整理・分析するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

### (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

## 3 通信手段・経路の多様化等

---

市は、国及び県、原子力事業者と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に必要な諸設備等を整備し、その操作方法等について習熟に努めるものとする。

なお、通信手段の整備に当たっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努めるものとする。

### (1) 専用回線網の整備

#### ア 県、国、関係市町村との間の専用回線網の整備

県は、国及び関係市町村との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとされている。

#### イ 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）との間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）と県及び関係市町村との間の通信連絡のための専用回線網等の整備・維持に努めるものとされている。

## **(2) 通信手段・経路の多様化**

### ア 市防災行政無線の原子力防災への活用

市は、防災行政無線の原子力防災への活用に努めるものとする。

### イ 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話の原子力防災への活用に努めるものとする。

### ウ 災害時優先電話等の活用

市は、NTT 株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、必要に応じて通信事業者に対して、移動基地局車両の派遣要請など緊急措置について事前に調整するものとする。

### エ 非常用電源等の確保

市は、県及び関係市町村、関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。

また、必要に応じて電気事業者に対して電源車の派遣要請など緊急措置について事前に調整するものとする。

### オ 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこととする。

## **第 6 節 緊急事態応急体制の整備**

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、次の緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制を整備するものとする。なお、その詳細については、第 3 章「緊急事態応急対策」に記載する。

### **1 原子力発電所に係る通報連絡に関する協定による通報**

市は、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の不測の事態に備えるため、平成 24 年 7 月 25 日、東京電力HD(株)と安全確保協定を締結し、不測の事態が発生したときは、第一報が東京電力HD(株)から直ちに通報連絡されることとなっている。

【東京電力HD(株)から直ちに通報連絡される事象】

具体的な事象

- (1) 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に規定する事象が発生したとき、並びに第 25 条第 1 項に規定する措置を講じたとき。
- (2) 核燃料（溶融燃料を含む。）の冷却機能（原子炉注水を含む。）が停止したとき。
- (3) 原子炉格納容器内への窒素封入設備が停止したとき。
- (4) モニタリングポストにおいて、放射線量の有意な上昇を検出したとき。
- (5) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故があったとき。
- (6) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (7) 原子炉施設に故障があったとき。
- (8) 非常用炉心冷却装置が作動したとき。（起動信号が発信したときを含む。）  
また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。
- (9) 原子炉内で異物を発見したとき。
- (10) 放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を超えたとき。
- (11) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。
- (12) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入制限等の措置を講じたとき。
- (13) 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。ただし、線量当量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を必要とするときも同様とする。
- (14) 敷地内において火災が発生したとき。
- (15) 原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (16) 前各号のほか発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき。
- (17) その他必要と認められる事項

## 2 災害対策本部体制等の整備

市の配備体制については、安全確保協定、緊急事態区分及びEALに応じて、次のとおり定めるものとする。

### (1) 警戒体制(情報収集事態)

市は、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室）及び県から情報収集事態（発電所所在町において震度 5 弱又は 5 強の地震、原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等の通報）発生の際の通報連絡を受けた場合、又は危機管理部長が必要と認める場合に警戒体制を立ち上げることとし、速やかに職員を招集するとともに情報の収集・連絡に努めるものとする。そのため、非常参集職員等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡方法を明確にするとともに、原子力災害対策のためのマニュアル等の作成など必要な整備を行っておくものとする。

## **(2) 警戒体制(警戒事態)**

市は、国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部）、県又は原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の通報連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行える体制を整備する。そのため、非常参集職員等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡方法を明確にするとともに、原子力災害対策のためのマニュアル等の作成など必要な整備を行っておくものとする。

## **(3) 災害対策本部(緊急事態体制、非常事態体制)**

市は、国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部又は原子力災害対策本部）、県又は原子力事業者から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に該当する事象発生の通報連絡を受けた場合、若しくは警戒事態に該当する事象発生の通報連絡を受け、市長が必要と認めた場合、市長を本部長とする災害対策本部を迅速かつ的確に設置・運営するものとする。そのため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等について定めるとともに、原子力災害対策のためのマニュアル等の作成など必要な整備を行っておくものとする。

さらに、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制を定めるものとする。この際の意味決定については、判断に遅滞がないよう、情報伝達方法と意思決定者不在時の代理者を定めておくものとする。

### 緊急事態区分と防護措置について

国は、緊急事態を「警戒事態」「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」の3つに区分している。

区 分 の 国 の	防護措置を講ずる事象の基準 ※太枠は国が定めたもの	防護措置の概要
—	準備体制に相当しない安全確保協定に基づく通報。	情報の収集
事 態 等 情 報 収 集	発電所所在町において震度5弱又は5強の地震が発生した場合。 原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等の通報。	情報の収集
警 戒 事 態	<b>警戒事象</b> ・発電所所在町において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ・発電所所在町沿岸を含む津波予報区(福島県)において、大津波警報が発表された場合。 ・使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できない場合。	体制構築や情報収集を行い、住民避難のための準備を開始する。
緊 急 事 態 施 設 敷 地	<b>特定事象(原災法第10条の通報すべき基準)</b> ・敷地境界付近の放射線測定設備において、1時間あたりの数値に換算して得た数値が、毎時5マイクロシーベルト以上の放射線量を検出した場合。 ・使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済み燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下した場合。 など	PAZ内の住民等の避難準備及びより時間を必要とする住民等の避難を実施する等の防護措置を行う。
全 面 緊 急 事 態	<b>原災法第15条の原子力緊急事態宣言発令の基準</b> ・敷地境界付近等の放射線測定設備において、1時間あたりの数値に換算した数値が、毎時5マイクロシーベルト以上の放射線量を2地点以上または10分間以上継続して検出した場合。 ・使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。 など	PAZ内の住民避難実施等、UPZ及び以遠で、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。継続される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施。

### 3 オフサイトセンターにおける体制

---

#### (1) オフサイトセンターにおける活動への協力

市は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国及び県と連携して、オフサイトセンターに設置される、機能班への参画等に係る職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

#### (2) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

市は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、職員を迅速に派遣するため、派遣職員を指定するとともに派遣手段等を定めるものとする。

#### (3) 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣体制

市は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第 23 条の規定により、当該事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国がオフサイトセンターに設置する原子力災害合同対策協議会に県とともに参画する。

また、国の防災基本計画では、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う「機能班」を設け、国、県、関係周辺都道府県、所在市町村、関係周辺市町村関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされていることから、市は、職員を迅速に配置するため、配置職員を指定する。

##### **【原子力災害合同対策協議会の構成】**

同協議会は、国の現地災害対策本部、県、関係周辺都道府県、所在市町村及び関係周辺市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。

#### (4) 平常時の活用

市は、国及び県とともにオフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

### 4 長期化に備えた動員体制の整備

---

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制を整備するものとする。

## 5 防災関係機関相互の連携体制

---

- (1) 市は、平常時から国、県、原子力事業者及び防災関係機関等と原子力防災体制について情報交換を行い、各防災関係機関等の役割分担を定め、連携体制の強化に努めるものとする。
- (2) 市は、屋内退避又は避難のための立退き等の勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

## 6 消防の相互応援体制等

---

市は、県内消防本部による協定に基づき、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入れ体制、連絡調整窓口及び連絡方法の整備に努めるものとする。

## 7 広域的な応援協力体制の拡充・強化

---

市は、国及び県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）会場等の確保などについて、市町村間の広域的な応援協力体制の拡充・強化を図るものとする。

また、大規模な災害等による同時被災を避けるため、また、放射性物質の拡散により市外への避難が必要となる可能性を考慮し、遠方に所在する市町村との応援協定締結に努めるものとする。

さらに、市は、原子力事業者との緊急時における協力内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口及び連絡方法を取り決めておくものとする。

なお、本市における広域応援協定等の締結状況は資料編に記載する。

## 8 モニタリング体制

---

緊急時モニタリングのために、原子力規制委員会の総括により、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等の要員により編成され、これらの要員が連携して緊急時モニタリングを実施する。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行う。

市は、緊急時モニタリングに参画するため、国、県、原子力事業者及び関係指定公共機関との協力のあり方について整理するとともに、連絡体制を構築しておくものとする。

## 9 専門家の派遣要請

---

市は、原子力事業者より施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、事態の把握のため、原災法第10条第2項に基づき、必要に応じて国に対し専門的知識を有する職員の派遣要請に係る手続き（同法施行令第5条）について定めておくものとする。

## 10 複合災害に備えた体制の整備

---

市は、国及び県と連携し、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足を生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

## 11 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

---

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

# 第7節 避難収容活動体制の整備

---

## 1 避難計画の作成

---

市は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、国の指示又は市独自の判断に基づき、住民の安全かつ迅速な屋内退避及び避難の誘導を行うため、避難計画を策定するものとする。

なお、避難計画の策定にあたっては、避難の長期化や県外も含めた市町村間を越えた広域避難、さらには地震やそれに伴う津波等との複合災害時でも安全かつ迅速に避難が行えるよう、大規模自然災害等による被害想定等を考慮するものとする。

このほか、計画の策定にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 原子力施設の状況に応じた段階的な避難や緊急時モニタリング結果による防護措置を実施するまでの間は、屋内退避を行うことを基本とする。
- (2) 更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とすることを基本とする。
- (3) 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に避難所を確保するよう努めるものとする。

- (4) 福島第一原子力発電所の事故に伴う避難者等が市内に在住していることにも配慮するものとする。

## 2 一時集合場所等の整備等

---

### (1) 一時集合場所の整備

市は、学校及び体育館等の公共施設等を対象に、一時集合場所をあらかじめ指定するものとする。

なお、市は一時集合場所の指定にあたっては、施設の放射線に対する遮蔽効果や駐車場の整備状況、地震やそれに伴う津波等との複合災害時の安全性等をできる限り考慮するものとし、住民への周知徹底を図るものとする。

### (2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、県と協力し、広域避難も想定して、住民等の避難誘導・移送に必要な拡声器やストレッチャーなどの避難誘導用・移送用資機材及び広報車両等を確保するものとする。

### (3) 広域避難に係る避難所の指定等

市は、国及び県の調整のもと、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、あらかじめ避難先自治体及び避難先自治体における避難所（以下「避難先避難所」という。）、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

なお、市は、避難先避難所の指定にあたっては、災害の規模や風向き等の気象条件等によりあらかじめ指定した避難先避難所が使用できなくなる可能性も考慮するものとする。

### (4) コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県と連携し、コンクリート屋内退避施設について調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。

## 3 避難行動要支援者に関する措置

---

- (1) 市は、避難行動要支援者（市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

- (2) 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

- (3) 市は、避難行動要支援者制度の周知に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を基に個別避難計画を作成し、避難支援等関係者との間で情報共有を図ることで、円滑な避難支援体制の構築に努める。ただし、一般災害における避難行動要支援者名簿を基に作成された個別避難計画を共有し、必要に応じて原子力災害に準用する場合の調整を行った場合は、これをもって原子力災害における個別避難計画の作成とみなす。
- (4) 市は、消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、地域包括支援センター等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

## 4 要配慮者等の支援体制

市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導にあたっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意した要配慮者等の支援体制を整備するものとする。

要配慮者については、自然災害対策と同様に、支援を受ける者及び地域住民相互による「共助」を基本とし、平常時より町内会、自主防災組織、民生委員、消防団、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿を作成するなどし、要配慮者に関する情報共有を図るとともに、必要に応じて医療機関や福祉施設等の協力を受けながら、避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。

また、避難先施設の調整に際しては、国、県及び受入先市町村等との連携を図りながら、福島第一原子力発電所の事故における対応等も踏まえ、旅館やホテル等の民間宿泊施設も選択肢の一つとするなど、各要配慮者の特性に配慮するよう努めるものとする。

### (1) 高齢者、障がい者等

屋内退避時の生活支援や避難先における介助等の支援が必要となることから、地域住民等との平常時からの協力体制の構築に加え、医療機関や障害福祉サービス事業者、介護保険事業者等の協力のもと、屋内退避時の支援体制や避難支援・誘導體制の整備に努めるものとする。

市は、国及び県における避難先や避難手段の確保等に関する支援策の検討結果を踏まえ、県と連携し医療機関等への計画策定に関する必要な支援を行っていくものとする。

#### ア 医療機関との連携

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、対策指針及び県が作成した「医療機関・社会福祉施設等原子力災害避難計画策定ガイドライン」に基づき、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保及び避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成することとされている。

## イ 社会福祉施設との連携

社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、対策指針及び県が作成した「医療機関・社会福祉施設等原子力災害避難計画策定ガイドライン」に基づき、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、入所者等の避難誘導に配慮した体制の整備及び関係機関との連携方策等についての避難計画を作成することとされている。

## (2) 外国人

外国人は、言語や生活習慣の違いから災害への適切な対応ができないことが予想されるため、事前に理解可能な方法により、必要な情報を伝達しておくものとする。また、事故の情報、放射性物質の拡散状況等を的確に伝えるため、多言語による情報提供を可能とする体制の整備に努めるものとする。

## (3) 妊産婦、乳幼児

特に放射線の影響を受けやすいことから、緊急時モニタリングの結果など放射性物質の拡散状況を確実に伝えるなど、情報伝達等の充実を図るものとする。

## (4) 一時滞在者

観光客等の一時滞在者に対しては、集客施設等の協力のもと、的確な情報提供を行うとともに、災害対策本部を設置する事象等が発生した段階で早期の帰宅を求めるものとする。また、早期帰宅が困難な場合には、一時集合場所等への避難を促すなど、放射性物質による被ばくを防ぐための避難支援体制・計画を整備するものとする。

## (5) 他市町村からの避難者

福島第一原子力発電所事故に伴う避難者が市内で生活していることを踏まえ、情報の伝達や一時集合場所、避難手段や避難先の確保などについて、避難元市町村と連携を図り、役割分担を明確にしておくものとする。

## 5 学校等施設における体制

---

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の在校時における安全を確保するため、一時集合場所、避難経路、誘導責任者及び誘導方法等について定めた避難計画を作成するものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における市と幼稚園・保育所等若しくは施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、原子力災害発生時における生徒等の父母又は保護者への引渡しに関するルールを定めておくよう要請するものとする。

## 6 集客施設等における避難計画の作成

---

公共施設やスポーツ施設、観光施設、駅、その他の不特定多数の方が利用する施設（以下「集客施設等」という。）の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法などの避難計画を作成するとともに、多数の避難者の集中や混乱を想定した訓練等の実施に努めるものとする。

## 7 住民等の避難状況の確認体制の整備

---

市は、屋内退避又は避難指示等を行った場合、住民等の避難状況を的確に確認するための体制を整備するものとする。

なお、住民等が避難先避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所及び連絡先を連絡するよう住民等に周知するなど、避難状況の確実な把握に努めるものとする。

## 8 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

---

市は、県の支援のもと、国が整備する被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを活用し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に提供できるよう努めるものとする。

## 9 警戒区域を設定する場合の計画の策定

---

市は、国及び県と連携して警戒区域を設定する場合に備え、広報、立入規制及び一時立入等に関する計画を策定するとともに、国及び県の支援を受けながら必要な資機材や人員等の確保に努めるものとする。

## 10 一時集合場所等・避難方法等の周知

---

市は、安定ヨウ素剤配布等の場所、避難誘導方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、避難退域時検査会場の場所、家庭動物との同行避難等を含む。）や屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

また、迅速な避難実施のためには、県、防災業務関係者及び地域住民が避難計画について共通認識を持つことが必要となることから、国、県及び原子力事業者の協力のもと、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理するものとする。さらに、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、住民向けリーフレット等の作成・配布や市役所出前講座の実施など多様な機会を通じて避難計画の周知に努めるものとする。

## 第 8 節 飲食物の出荷制限及び摂取制限等

---

### 1 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

---

市は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限及び摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

### 2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

---

市は、飲食物の出荷制限及び摂取制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

## 第 9 節 緊急輸送活動体制の整備

---

### 1 専門家の移送体制の整備

---

市は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学研究所、指定公共機関等からのモニタリング及び医療等に関する専門家の現地への移送（最寄のヘリポートの場所や指定利用手続き、ヘリポートから現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

### 2 緊急輸送路の確保体制等の整備

---

- (1) 市は、原子力災害時の住民避難など円滑な緊急輸送を行うため、市の管理する情報板等について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。
- (2) 市は、緊急輸送が円滑に行われるよう、緊急時における関係機関との連絡体制の確保に努めるものとする。

【緊急輸送路線（第一次確保路線）】

種 別	路 線 名	区 間
一般国道	6号 49号 289号	茨城県境～宮城県境 国道6号～新潟県境 国道6号～国道252号
高速自動車国道	常磐自動車道 磐越自動車道	茨城県境～宮城県境 いわきJCT～新潟県境
主要地方道	小名浜平線	小名浜港線～国道6号常磐BP
臨港道路	小名浜臨港道路	臨港道路5・6号埠頭内線～臨港道路1号渚地区～国道6号

【緊急輸送路線（第二次確保路線）】

種 別	路 線 名	区 間
一般国道	399号	国道6号～小野四倉線
主要地方道	小名浜平線 いわき上三坂小野線 日立いわき線 いわき浪江線 小名浜小野線 いわき石川線 常磐勿来線	国道6号常磐BP～国道6号 常磐勿来線～国道399号 国道289号～常磐勿来線 国道6号～常磐自動車道四倉IC いわき上三坂小野線～小名浜四倉線 全線 国道289号～日立いわき線
一般県道	江名常磐線 小名浜港線	小名浜平線～かしま病院 小名浜平線～小名浜港湾事務所
いわき市道	榎町・九反町線 三倉・尼子線 南町・東荒田線 内郷・平線 田町・三崎線 小太郎町・尼子町線 長尾・仲山線 十五町目・若葉台線 久保・下矢田線	市営小名浜球場を結ぶ いわき地方振興局を結ぶ 国道6号～常磐勿来線 国道49号～福島労災病院 NTT東日本（株）－福島支店を結ぶ 松村総合病院を結ぶ 市営平球場を結ぶ 国道6号～国道6号バイパス 江名常磐線～かしま病院
臨海道路	小名浜臨海道路	幹線臨港道路2号線 (小名浜四倉線～小名浜港湾建設事務所)

【緊急輸送路線（第三次確保路線）】

種 別	路 線 名	区 間
主要地方道	勿来浅川線 小野四倉線 小名浜四倉線 小野四倉線	旅人勿来線～いわき市役所田人支所 国道6号～いわき市役所四倉支所 国道6号～小名浜消防署 国道399号～いわき市役所川前支所
一般県道	小川・赤井平線 旅人勿来線 甲塚古墳線 高久鹿島線 白岩久之浜線 四倉久之浜線	国道399号～いわき市役所小川支所 いわき上三坂小野線～勿来浅川線 東北電力ネットワーク(株)いわき電力センターを結ぶ 小名浜平線～県立いわき公園 国道6号(久之浜BP)～四倉久之浜線 白岩久之浜線～いわき市道(いわき市役所大久・久之浜支所)
いわき市道	三函・吹谷線 中之町・根岸線 八反田・平太郎線 南荒蒔・中町線、北荒蒔・後原線 傾城・川平線、日渡・長槻線 上荒川・台山線 川部・錦線	いわき石川線～いわき市役所常磐支所 いわき石川線～いわき市役所遠野支所 国道49号～いわき市役所好間支所 四倉久之浜線～久之浜・大久支所 国道6号～常磐共同ガス 国道49号～21世紀の森公園 呉羽総合病院を結ぶ

## 第10節 救助・救急、医療、消火及び防護 資機材等の整備

### 1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力して応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車及び救急自動車等の整備に努めるものとする。

### 2 救助・救急機能の強化

市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、県及び原子力事業者との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を通じて救助・救急機能の強化を図るものとする。

### 3 原子力災害医療活動体制等

---

- (1) 市は、健康に不安を持つ住民のために相談窓口を開設し、必要に応じて健康相談及びスクリーニング等を実施するものとする。
- (2) 市は、上記以外に県が行う緊急時における住民等の健康管理及び簡易除染等の原子力災害医療活動に協力するものとする。
- (3) 市は、国及び県の協力のもと、放射線測定資機材、除染資機材、応急救護用医薬品及び医療資機材等の整備に努めるものとする。

### 4 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

---

市は、対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤を事前配備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう準備しておくものとする。

なお、対策指針では特定原子力施設である福島第一原発に関する対策として安定ヨウ素剤の服用は必要ないとされたこと、福島第二原発については廃止措置が決定したものの、当面の間、使用済燃料が敷地内で保管されること、さらに、市の50キロ圏内には東海第二発電所があることなどを勘案して、今後も引き続き事前配備を継続するかどうかなどの方策を検討することとする。

#### (1) 事前配布体制の整備

ア 市は、市民等に対して緊急時に安定ヨウ素剤を配布するものとし、県と連携し、平常時から庁舎等において備蓄を行うものとする。ただし、緊急時に速やかに受け取ることが困難な住民等に対しては、円滑に防護措置を講じることができるよう、事前配布するものとする。

イ 市は、緊急時に速やかに受け取ることが困難な住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、窓口での説明や動画視聴等の方法により、服用・管理方法のほか服用不適切者やアレルギー等の注意点等を周知し、必要量のみを配布するものとする。

ウ 市は、県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

#### (2) 緊急時における配布体制の整備

ア 市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

イ 市は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際、服用の効果、服用対象者、服用不適切者等に関する説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

## 5 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備

---

- (1) 市は、国及び県の協力のもと、応急対策を行う緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材を備蓄するものとする。
- (2) 市は、応急対策を行う緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と密接な情報交換を行うものとする。

## 6 物資の調達、供給活動体制の整備

---

- (1) 市は、国、県及び原子力事業者の連携のもと、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立のおそれがあるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めるものとする。
- (2) 市は、国及び県の連携のもと、備蓄拠点を輸送拠点としても指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう体制を整備するものとする。

## 第 11 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

---

- 1 市は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応の状況や地域の要望等に応じた情報の提供に努めるとともに、住民等に対して必要な情報が確実に伝達かつ共有されるよう国及び県との役割分担を明確にするものとする。
- 2 市は、国及び県と連携し、地震や津波等の複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への的確な情報を伝達できるよう市防災行政無線等（戸別受信機を含む）、広報車両等の整備に努めるものとする。
- 3 市は、国及び県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置方法や体制等について定めるものとする。
- 4 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者等に対して災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう消防団、自主防災組織等の協力を得ながら、情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- 5 市は、東日本大震災に伴い一時提供住宅等に入居している住民に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう十分配慮するものとする。

- 6 市は、福島第一原子力発電所の事故に伴う他市町村からの避難者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう避難元市町村との役割分担について明確にしておくものとする。
- 7 市は、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電子掲示板、携帯端末の緊急速報メール機能など多様なメディアの活用に努めるものとする。

## 第 12 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

### 1 住民に対する知識の普及と啓発

市は、国、県及び原子力事業者と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、平常時から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 原子力災害時時に講じる対策の内容に関すること。
- (6) 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。
- (7) 要配慮者等への支援に関すること。
- (8) 避難に関すること。（コンクリート屋内退避施設、指定避難所、避難経路、避難退域時検査及び簡易除染、甲状腺被ばく線量モニタリング、避難手段等）
- (9) 原子力災害時時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (10) 避難先避難所等での運営管理、行動等に関すること。
- (11) 安定ヨウ素剤の服用に関すること。
- (12) その他必要と認める事項

### 2 防災教育の充実

市は、県及び教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。

### 3 要配慮者等への配慮

---

市は、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

### 4 災害教訓の伝承

---

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

### 5 国際的な情報発信

---

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は国及び県、関係市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場やホームページ等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

## 第 13 節 緊急事態応急対策に従事する者の人材育成

---

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めるとともに、原子力防災対策を円滑に実施するため、国、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するなど人材育成に努めるものとする。

また、必要に応じて国及び防災関係機関と連携し、次の事項等に関する研修を実施するとともに、訓練等において研修成果を具体的に確認するなど、原子力災害対策の特殊性を踏まえた研修内容の充実にも努めるものとする。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること。
- 2 原子力施設の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5 モニタリングの実施方法及び機器に関すること。
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- 7 緊急時に市が講じる対策の内容に関すること。
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- 9 原子力災害医療（応急手当を含む。）に関すること。
- 10 その他緊急時対応に関すること。

## 第 14 節 計画に基づく行動マニュアル等の整備

市及び防災関係機関等は、本計画に定める応急対策を迅速かつ確実に実施するため、連絡網等の作成をはじめ、対策を実施するための手順等を定めた行動マニュアル等を整備するものとする。

また、訓練等を通じて課題等を明らかにし、必要に応じて当該マニュアル等を修正するものとする。

## 第 15 節 防災訓練等の実施

### 1 訓練計画の策定

#### (1) 訓練計画の策定

市は、国、県及び原子力事業者等と連携し、次に掲げる防災活動の要素ごとや各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。

- ア 災害対策本部等の設置・運営訓練
- イ オフサイトセンターへの参集、立ち上げ及び運営訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 原子力災害医療訓練
- カ 住民に対する情報伝達訓練
- キ 住民避難訓練
- ク 消防活動訓練・人命救助活動訓練

#### (2) 国の訓練への参画

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練に本市が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等の市が行うべき防災対策や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオの作成など、訓練の実施計画の企画立案から参画するものとする。

### 2 訓練の実施

#### (1) 訓練等の実施

市は、市防災計画に基づき、国、県及び原子力事業者等関係機関と連携し、多様な防災活動を組み合わせた訓練を定期的実施するものとする。

#### (2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練に、国、県、原子力事業者等、さらには必要に応じて住民の協力を得ながら参加するものとする。

### 3 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練の実施にあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前のシナリオや、訓練開始時間を知らせない訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場の判断力向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、訓練の目的及びチェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後は、専門家による評価を行うことにより改善点を明らかにし、緊急時の行動マニュアルの修正等に活用するなど原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

## 第 16 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬中の事故（以下この節においては単に「事故」という。）については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子炉施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員・消防団員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、直ちにその旨を警察本部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 事故の通報を受けた福島海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、直ちにその旨を第二管区海上保安部に報告するとともに、事故の状況に応じて、海上保安部職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。
- (4) 市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、又は独自の判断により事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

## 第 17 節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染等に関する資料の収集・整備等に努めるものとする。

## 第 3 章 緊急事態応急対策

## 第1節 基本方針

本章は、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び同第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

## 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

### 1 情報収集事態が発生した際の通報連絡及び対応

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び県は、情報収集事態（発電所所在町において震度5弱又は5強の地震が発生した場合、又は原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等が通報された場合）が発生した際には、次により連絡を行うものとする。

※別図1 通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）参照

#### (1) 国が行う連絡

原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町村に対して情報提供を行うものとする。

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、県及び関係市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとする。

#### (2) 県が行う連絡

県は、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制を確立するものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

#### (3) 市の対応

市は、情報収集事態の発生について通報連絡を受けた場合、直ちに警戒体制（情報収集事態体制）を立ち上げ、国、県及び関係機関と緊密な情報交換を行うとともに、国及び県から通報連絡を受けた事項について、必要に応じて本計画に定める指定地方公共機関等に連絡するものとする。

### 2 警戒事態発生時の通報連絡及び対応

原子力発電所（以下「発電所」という。）において、原災法第10条に基づく特定事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障等が発生した場合には警戒事態として、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うものとする。

※別図1 通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）参照

(1) 原子力事業者からの通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事態が発生した場合、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、関係市町村、関係機関等へ連絡するものとする。

(2) 国が行う連絡

原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害（発電所所在町における震度6弱以上の地震が発生した場合又は福島県に大津波警報が発表された場合）を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び県並びに関係市町村に対し情報提供を行うものとされている。また、国は警戒事態が発生した場合に原子力規制庁緊急時対応センター

（ERC：Emergency Response Center）に設置する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部において、県及び関係市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、それぞれの場合において以下の要請を行うものとされている。その際、併せて気象情報を提供するものとされている。

ア 警戒事態に該当する自然災害が発生した場合

(ア) 関係地方公共団体

連絡体制の確立等の必要な体制をとること。

イ 警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生した場合

(イ) 県

緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備協力、モニタリングポストの監視強化その他の緊急時モニタリングの準備。

(ロ) PAZを含む関係市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。

(ハ) 避難指示区域を含む関係市町村

一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備。

(ニ) UPZ外の市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力。

(3) 県が行う連絡

県は、原子力規制委員会又は原子力事業者から通報・連絡を受けた場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとし、関係市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(4) 市の対応

市は、警戒事態の発生について通報連絡を受けた場合、直ちに警戒体制（警戒事態体制）を立ち上げ、国、県及び原子力事業者等と連携して情報収集を行うとともに、警戒事態の発生を認知したことについて、本計画に定める指定地方公共機関等に連絡するものとする。

### 3 施設敷地緊急事態発生の通報連絡及び対応

発電所において、原災法第10条に基づく特定事象が発生した場合には、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うものとする。

※別図1 通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）参照

## (1) 原子力事業者からの通報連絡

原子力事業所の原子力防災管理者は、原災法第 10 条に定める特定事象発見又は発見の通報を受けた場合、直ちに原災法に定める様式により、国、県、関係市町村、警察本部等、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に対し、次に掲げる内容を記した文書を、同時にファクシミリで送付するものとし、電話等によりその着信を確認することとする。

なお、通信網が被災するなど、電話等による連絡が困難な場合は、原子力事業者は衛星携帯電話等を所持した連絡員を県及び関係市町村に派遣することとする。

また、通報を受けた事象に対する発電所への問い合わせについては、原則として、県、関係市町村に限るものとし、問い合わせは簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

ア 特定事象発生の時刻

イ 特定事象発生の場所

ウ 特定事象の種類

エ 想定される原因

オ 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状況

カ その他特定事象の把握に参考となる情報

さらに、第 2 報以降についても、事業者は、上記に準じ定期的に又は事故の推移によっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに通報するよう努めるものとする。

県が、災害対策本部を設置した後は、県災害対策本部及び原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の原子力現地災害対策本部にも連絡するものとする。

## (2) 国が行う連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、今後の進展見通し等の事故情報等について官邸、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部及び住民に連絡することとされている。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、それぞれに対して以下の要請を行うこととされている。

ア PAZ を含む関係市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難実施。

施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。

イ 避難指示区域を含む関係市町村

一時立入している住民等の退去開始。

ウ UPZ を含む関係市町村

住民等の屋内退避の準備。

エ UPZ 外の市町村

避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ。

施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力。

オ その他

県及び関係市町村は、施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、国における要請内容の判断のため、次の事項について、事前の状況把握等を行い、国と共有する

とともに、要請後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県及び関係市町村は国とそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

### (3) 原子力防災専門官等が行う連絡

ア 原子力運転検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官に連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報等を整理し、県、関係市町村に連絡することとされている。

イ 原子力防災専門官は、現地における情報の収集を行うとともに、国、県、関係市町村、事業者関係機関等で構成される現地事故対策連絡会議において連絡・調整等を行うこととされている。

### (4) 県が行う連絡

県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次のとおり連絡を行うものとする。

ア 県は、発電所からの特定事象発生等の通報、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕からの連絡、その他必要と思われる事項について、関係市町村及び防災関係機関等に直ちに連絡するものとする。

イ 県は、発電所からの通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポスト等により施設敷地緊急事態の通報を行うべき数値（5マイクロシーベルト／時）の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するものとする。

また、避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射線量（3ヶ月平均）＋5マイクロシーベルト／時検出時とする。

なお、県から連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携して、発電所の原子力防災管理者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について国、県及び関係市町村に連絡することとされている。

※別図2 通報連絡系統図（県モニタリングポストにより5マイクロシーベルト／時を検出した場合）参照

### (5) 関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部が行う連絡

市、関係市町村、警察本部、関係市町村を管轄する消防本部は、発電所からの特定事象発生等の通報又は国〔原子力規制委員会〕及び県〔危機管理総室〕からの連絡等を受けた場合、直ちに関係する所属機関等に対し連絡を行うものとする。

### (6) 市の対応

ア 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

イ 市は、指定地方公共機関等との間において、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

- ウ 市は、県との間において、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- エ 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

## 4 全面緊急事態発生の通報連絡及び対応

発電所において、発生した特定事象が原災法第 15 条の規定に該当した場合には、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うものとする。

※別図 1 通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）参照

### (1) 原子力事業者からの通報連絡

発電所の原子力防災管理者は、発生した特定事象が原災法第 15 条の規定に該当した場合には、直ちに、国、県、関係市町村、警察本部等、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に対し、通報文書を、同時にファクシミリで送信し、電話でその着信を確認するものとする。

さらに、事業者は、その後の事故の状況についても、上記に準じ定期的に又は事故の水位によっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに提供するものとする。

なお、通信網が被災するなど、電話等による連絡が困難な場合に、事業者は衛星電話等を携帯した連絡員を県及び関係市町村に派遣するものとする。

また、通報を受けた事象に対する発電所への問い合わせについては、原則として、県、関係市町村に限るものとし、問い合わせは簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

### (2) 国が行う連絡

原子力規制委員会は、発生した特定事象について、原災法第 15 条の原子力緊急事態に該当すると判断した場合、その旨を直ちに内閣総理大臣に上申するものとされている。

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、緊急事態応急対策を実施すべき市町村長及び知事に対し、内閣総理大臣が示す避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用又はその準備に関する指示等を含む緊急事態応急対策に関する事項を文書をもって連絡することとされている。

なお、国〔原子力災害対策本部又は原子力災害現地対策本部〕は、事態の変化により、緊急事態応急対策を実施すべき市町村及び緊急事態応急対策の内容を変更したときは、緊急事態応急対策を実施すべき市町村長及び知事に対し、その指示等を文書をもって連絡することとされている。

また、原子力災害対策本部は、それぞれに対して以下の指示等を行うこととされている。

ア PAZ を含む関係市町村

住民等の避難実施

イ UPZ を含む関係市町村

住民等の屋内退避の開始

OIL に基づく住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）

ウ UPZ 外の市町村

住民の受入

OIL に基づく避難の準備への協力（避難先、輸送手段の確保等）

必要に応じて、屋内退避

#### エ その他

県及び関係市町村は、全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、国における指示内容の判断のため、次の事項について、事前の状況把握等を行い、国と共有するとともに、指示後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県及び関係市町村は国とそれぞれ実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・ P A Z 内の避難者の数及び避難の方針
- ・ U P Z 内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
- ・ 避難ルート、避難先の概要
- ・ 移動手段の確保見込み
- ・ その他必要な事項

合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府事故合同対策本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成した P A Z 内の避難者の数や避難の方針等を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力災害対策本部等との間で認識の共有を図るものとされている。

#### (3) 県が行う連絡

県は、発電所から特定事象が原災法第 15 条に該当した場合の報告、国からの緊急事態応急対策に関する事項の指示及び緊急時モニタリング情報等、その他必要と思われる事項等について、関係市町村及び関係機関に直ちに連絡するものとする。

#### (4) 関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部が行う連絡

関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部は、発電所から特定事象が原災法第 15 条に該当した場合の報告、国からの緊急事態応急対策に関する事項の指示等及び県からの連絡を受けた場合、直ちに関係する所属機関等に対し連絡を行うものとする。

#### (5) 市の対応

市は、国の現地対策本部、指定公共機関、県、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う「機能班」に職員を配置し、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

また、市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

## 5 一般電話回線が使用できない場合の対処

市は、地震や津波等の影響に伴い一般電話回線が使用できない場合は、災害時優先電話、衛星通信回線又は衛星携帯電話等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

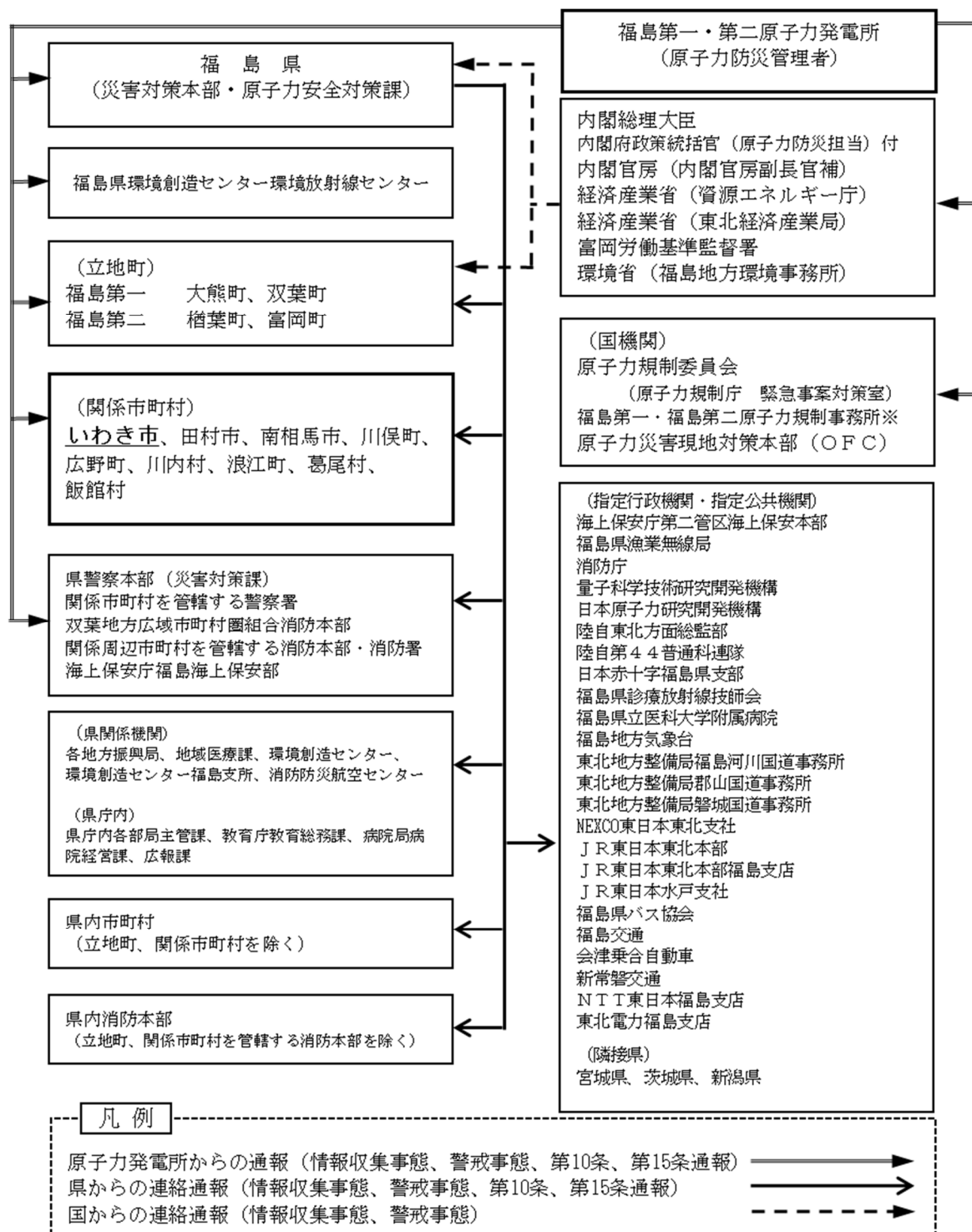
## 6 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力するものとする。

### ○通報連絡系統図

別図 1

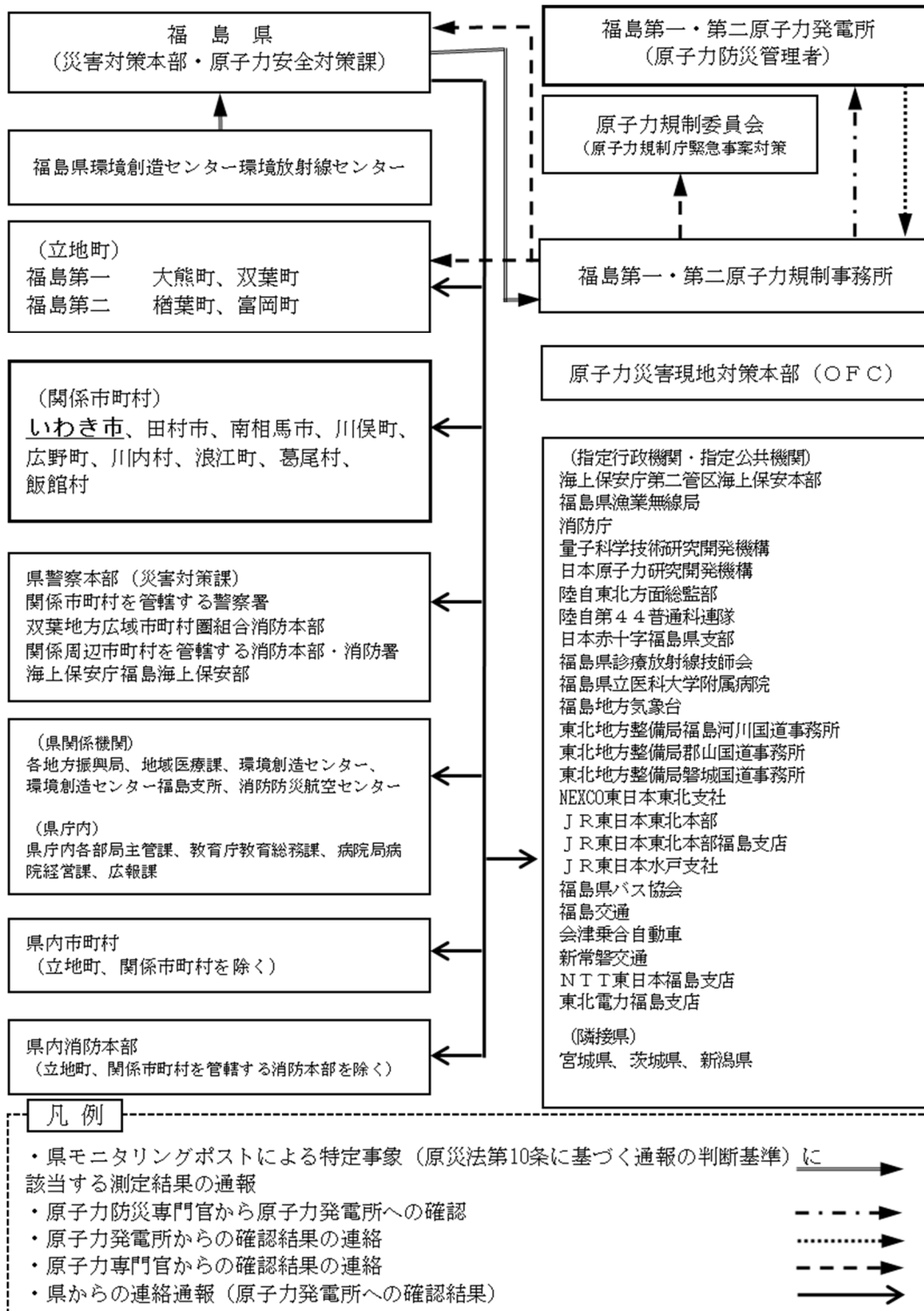
(情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合)



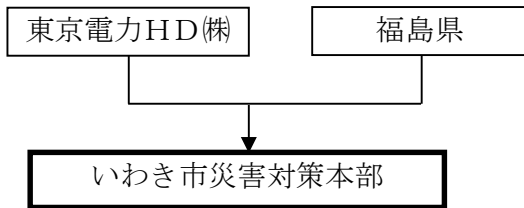
○通報連絡系統図

別図 2

(県モニタリングポスト等により毎時5マイクロシーベルトを観測した場合)



【指定地方公共機関等連絡系統図】



連絡担当部局等	連絡先
危機管理部	NTT東日本(株)福島支店
	報道機関
	東北電力ネットワーク(株)いわき電力センター
	(一社) 福島県エルピーガス協会いわき支部
保健福祉部	(一社) いわき市医師会
	(一社) いわき市病院協議会
	(一社) いわき市歯科医師会
	(一社) いわき市薬剤師会
	(公社) 福島県看護協会いわき支部
農林水産部	福島さくら農業協同組合
	いわき市森林組合
	漁業協同組合
産業振興部	いわき商工会議所
	商工会等商工業関係団体
都市建設部	東日本旅客鉄道(株)東北本部
	東日本旅客鉄道(株)水戸支社
	新常磐交通(株)
土木部	(公社) 福島県トラック協会いわき支部
	東日本高速道路(株)いわき管理事務所

## 7 複合災害時の情報収集

市は、国、県及び防災関係機関と協力し、複合災害時においても、専用回線、衛星回線等、あらゆる手段を活用して、道路、ライフラインの被災情報等の必要な情報の収集・連絡を行うものとする

## 第3節 活動体制の確立

### 1 災害対策本部等の設置基準

災害対策本部等は、次の基準により設置するものとする。

#### 【本部等の設置基準】

緊急事態区分	市の準備体制	業務従事職員等
—	—	危機管理課職員
情報収集事態等	警戒体制 (情報収集事態)	各部非常連絡員(統括主幹等) 危機管理部(危機管理課、災害対策課) 総合政策部(広聴広報課) 各災害対策地区本部(総務班) その他各部長が指名する職員
警戒事態	警戒体制 (警戒事態)	(上記に加え) 危機管理部長、危機管理部次長
施設敷地緊急事態	災害対策本部 (緊急事態体制)	全職員
全面緊急事態	災害対策本部 (非常事態体制)	

### 2 警戒体制(情報収集事態)の設置

危機管理課長は、情報収集事態の発生を認知した場合又は発生の通報連絡を受けた場合、直ちに関係職員を招集し、警戒体制(情報収集事態)の設置を指示するものとする。

#### (1) 所掌事務

警戒体制(情報収集事態)における所掌事務は、次のとおりとする。

- ア 発電所の事故等に関する情報の収集及び関係部局、防災関係機関への情報提供
- イ 国、県及び関係機関との緊密な情報交換
- ウ 災害対策本部の立ち上げ準備
- エ その他必要な事務

#### (2) 警戒体制(情報収集事態)の解除

警戒体制(情報収集事態)の解除は、概ね次の基準によるものとする。

- ア 危機管理課長が、発電所の事故等が終結し、対策の必要がなくなると認めたとき。
- イ 警戒体制(警戒事態)又は災害対策本部が設置されたとき。

### 3 警戒体制(警戒事態)の設置

---

危機管理部長は、警戒事態の発生を認知した場合又は発生の通報連絡を受けた場合、直ちに関係職員を招集し、警戒体制（警戒事態）の設置を指示するものとする。

#### (1) 所掌事務

警戒体制（警戒事態）における所掌事務は、次のとおりとする。

- ア 発電所の事故等に関する情報の収集及び関係部局、防災関係機関への情報提供
- イ 国、県及び関係機関との緊密な情報交換
- ウ 災害対策本部の立ち上げ準備
- エ その他必要な事務

#### (2) 警戒体制(警戒事態)の解除

警戒体制（警戒事態）の解除は、概ね次の基準によるものとする。

- ア 危機管理部長が、発電所の事故等が終結し、対策の必要がなくなったと認めたとき。
- イ 災害対策本部が設置されたとき。

### 4 災害対策本部の設置

---

市長は、緊急事態体制の設置基準に該当したときは、直ちに職員を非常招集し、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部の指示等に基づき、所管地区における災害対応業務を行うため、災害対策地区本部（以下「地区本部」という。）を設置する。

#### (1) 災害対策本部及び地区本部の体制

災害対策本部及び地区本部の体制は、「いわき市地域防災計画（地震・津波災害対策編）」に拠るものとする。

#### (2) 災害対策本部及び地区本部の廃止

次の場合は、災害対策本部及び地区本部を廃止する。

- ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- イ 本部長が、発電所の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

#### (3) 災害現地対策本部の設置

ア 市長は、災害対策本部の設置と同時に、国の現地事故対策本部等との連絡調整のため、必要に応じて副本部長の中から本部長が指名する者を本部長（以下「現地対策本部長」とい

う。)とする原子力災害現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)をオフサイトセンターに設置する。

イ 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部における事務を総括し、現地対策本部職員を指揮監督する。

ウ 災害対策本部を廃止した場合は、現地対策本部を廃止する。

現地対策本部長	副本部長の中から本部長が指名する者
現地対策本部職員	本部長が指名する者

## 5 オフサイトセンターとの連携

### (1) 施設敷地緊急事態発生認知後の対応

市は、施設敷地緊急事態が発生した場合、事故の状況把握に努めるとともに、国がオフサイトセンターにて開催する現地事故対策連絡会議に市職員の派遣要請があった場合には、次の職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

さらに、派遣された職員は、状況に応じ現地事故対策連絡会議に出席し、市が行う応急対策の状況及び緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、国等との連絡・調整及び情報の共有を行うものとする。また、次の職員を現地事故対策連絡協議会の組織とともに設置される機能班の活動に従事させるものとする。

現地事故対策連絡会議へ派遣する職員	副本部長の中から本部長が指名する者
機能班の活動に従事する職員	本部長が指名する者

### (2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

市は、「原子力緊急事態宣言」が発出されたことにより現地事故対策連絡会議が廃止され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原則として現地事故対策連絡会議へ派遣していた職員を出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。また、次の職員を原子力災害合同対策協議会の組織とともに設置される機能班の活動に従事させるものとする。

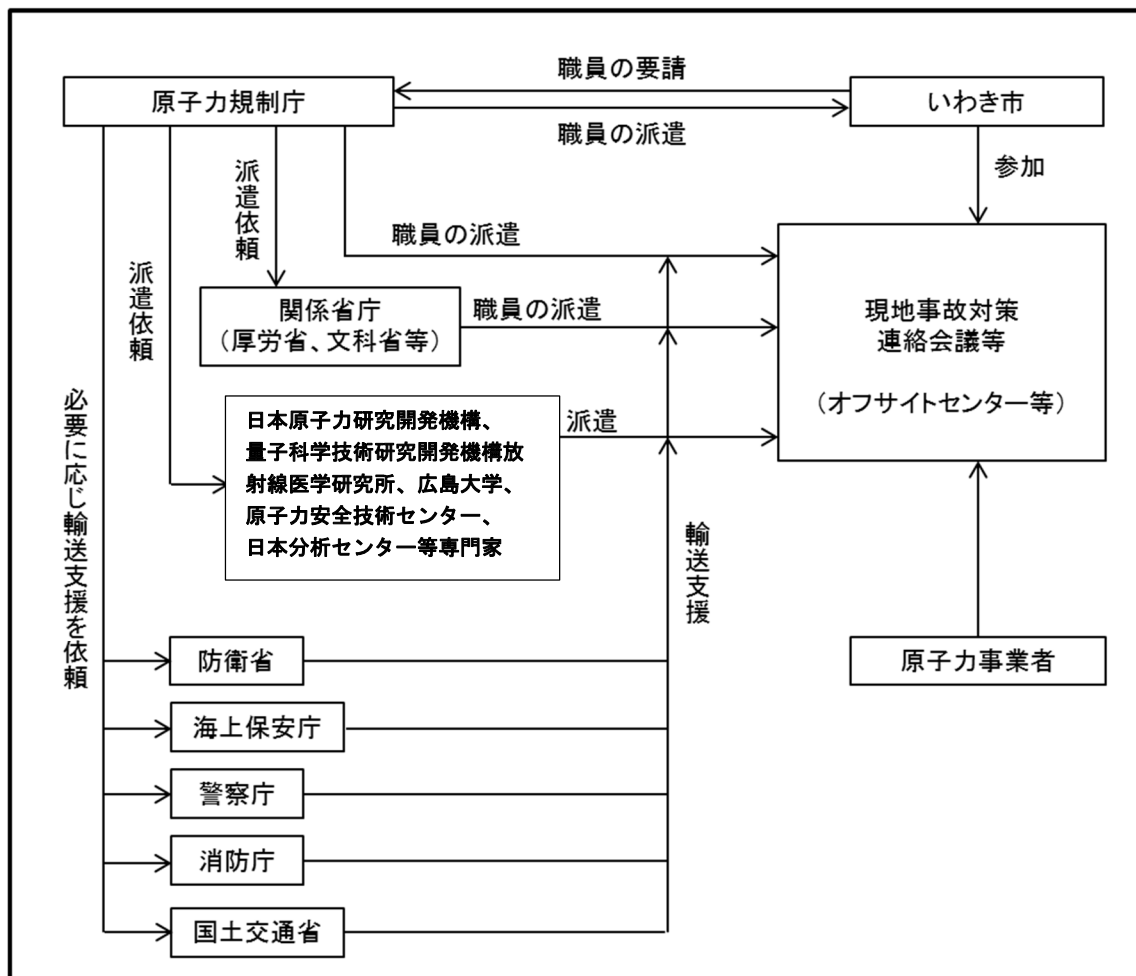
原子力災害合同対策協議会へ出席する者	副本部長の中から本部長が指名する者
機能班の活動に従事する職員	本部長が指名する者

原子力災害合同対策協議会の役割	
ア	緊急時対応方針の確認
イ	応急対策の実施状況に関する情報の共有
ウ	放射線モニタリング状況・予測の報告
エ	プラント状況・予測の報告
オ	報道発表内容の確認
カ	住民広報内容の確認
キ	県・市町村からの要望の取りまとめ
ク	国の現地対策本部長が必要と認めた事項の協議・報告

## 6 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定めた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

専門家の派遣要請フロー



## 7 応援要請及び職員の派遣要請等

---

### (1) 応援要請

市は、必要に応じ災害時応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行い、また、県知事に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

### (2) 職員の派遣要請等

市は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請し、また、知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

市は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体への障がいの予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

## 8 自衛隊の派遣要請等

---

市は、自衛隊による支援が必要と認める場合は、速やかに知事に対し派遣要請を行うよう求めるものとする。

また、市は、自衛隊による支援の必要がなくなると認める場合は、速やかに知事に対し撤収要請を行うよう求めるものとする。

※ 市長は、都道府県知事に対し自衛隊派遣要請等を求めることができない場合は、災対法第 68 条の 2 第 2 項の規定に基づき、防衛大臣等に対して市内の災害状況等を通知することができ、防衛大臣等は、特に緊急を要し、都道府県知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに自衛隊を派遣することができることとされている。この場合、市長は、当該通知内容を速やかに都道府県知事に対して通知しなければならないこととされている。

## 9 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

---

### (1) 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保方針

市は、緊急事態応急対策に従事する者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部と現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう努めるものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、緊急事態応急対策に従事する者相互の安全チェック体制に係るマニュアル等の作成など必要な体制を整備するよう努めるものとする。

## **(2) 防護対策**

市は、県や防災関係機関等に対し、必要に応じ防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

### **【国の役割】**

国の原子力災害対策本部長（又は現地災害対策本部長）は、必要に応じその管轄する緊急事態応急対策に従事する者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を講じるよう指示することとされている。

## **(3) 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護**

ア 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護については、緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

イ 市は、県と連携し又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。

ウ 市長は、必要に応じて、県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。

## **(4) 安全対策**

ア 市は、応急対策活動を行う市の緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

イ 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

## **10 原子力被災者生活支援チームとの連携**

---

市は、初期対応段階の緊急避難完了後において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進及び適切な役割分担のもと、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

### **【国の役割】**

国の原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

また、原子力被災者生活支援チームは、原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等の連絡・調整を行うこととされている。

## 第4節 屋内退避、避難等の防護措置

### 1 屋内退避、避難等の防護措置の実施

市は、対策指針に基づき、屋内退避、避難等の防護措置を実施するものとする。

#### (1) 速やかな住民避難のための準備

市は、警戒事態（原子力施設において重要な故障等が発生する等、自然災害以外の要因により該当すると判断された場合）の通報受信後、直ちに住民の屋内退避又は避難のための準備として、国及び県と連携を密に図りながら、モニタリング情報や気象情報を勘案し、避難の範囲、避難道路、避難先及び受入れの調整の検討を開始するとともに、一時集合場所の開設準備、住民輸送のための車両の確保及び広報車等の準備等を行うものとする。

#### (2) 屋内退避及び避難の決定

市長は、内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出し、内閣総理大臣から屋内退避、避難の指示を受けたときは、当該指示に従い、住民等に対し速やかに屋内退避又は避難を指示するものとする。ただし、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から独自の判断で避難等を行うものとする。その際には、国及び県と緊密な連携を行うものとする。

家庭動物を飼育している住民等については、市は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

また、市長は、内閣総理大臣から指示がない段階で、緊急に屋内退避、避難が必要と自らが判断したときには、速やかに住民等に対し屋内退避又は避難を指示するものとする。

#### 【屋内退避及び避難に関する指標】

対策指針では、放射性物質の放出後、緊急時モニタリングを迅速に実施し、空間放射線量率の計測結果に応じて、数時間から1週間以内に防護措置を講じなければならないこととされ、防護措置の実施判断基準として、次のとおりO I Lを定めている。

基準の種類		基準の概要	初期設定値※1、※2	防護措置の概要
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※4の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※3)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※3)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)

※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で、必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※4 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

## 2 屋内退避又は避難の方法

### (1) 屋内退避

ア 市長は、内閣総理大臣から屋内退避の指示を受けた場合又は自らが屋内退避を必要と判断した場合は、屋内退避区域内の住民等に屋外に出ないように指示するものとする。また、屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。

また、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動を除き、対象地域内の住民等に屋外に出ないように指示するものとする。

イ 感染症流行下においては、市長は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示するものとする。

ウ 地震による家屋の倒壊や、相次ぐ余震の発生により家屋による自宅での屋内退避の実施困難な場合には、関係市町村により設定されている近隣の指定避難所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。そのうえで、近隣の避難所等に収容できない場合には、市は県と協議の上、地震による影響がない安全な指定避難所等を関係市町村内外を問わず選定し、避難させるなど状況に応じ柔軟に対応するものとする。

エ 屋内退避の継続の可否は、国が判断する。

なお、継続の可否の判断は、屋内退避実施後3日目を目安として行われ、それ以降は日々行われる。

その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合やプルームが長時間又は断続的に到来し、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国が地方公共団体と緊密な連携を行いながら、避難への切替を判断し、指示することになる。

オ 屋内退避の解除の可否は、国が判断する。

なお、原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避が解除されることとなる。

## **(2) 避難**

市長は、内閣総理大臣から避難の指示を受けた場合、又は自らが避難を必要と判断した場合は、住民等に対して避難の指示を行うものとする。

放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うにあたり、国から事前に指示案を伝達された市長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

### **【県の対応】**

県は、市外への避難等を行う必要が生じた場合には、あらかじめ策定した広域避難計画等に基づき、国の協力のもと、受入先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助に実施に協力するよう指示することとされている。

なお、避難手段等については次のとおり定めるものとする。

### **ア 避難手段**

自家用車を所有し、あらかじめ指定されている避難先避難所まで自家用車で避難することができる住民は、できる限り乗り合いの上、自家用車での避難を行うものとする。

上記以外の住民は、一時集合場所に集合し、市が用意するバス等により避難を行うものとする。

- (ア) 避難にあたっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車をはじめ、バス、鉄道等の公共交通機関、県防災計画に定める防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用するものとする。
- (イ) 自力で避難可能な住民については、原則、段階的避難指示に従って自家用車により避難するものとする。この場合、渋滞を極力避けるため家族または近所の住民との乗り合わせにより避難する。
- (ロ) 自家用車等による避難が困難な住民は、一時集合場所からバス等により避難するものとする。
- (ハ) U P Z 圏内の学校等から避難する児童・生徒等は、保護者等に引き渡した後、自家用車等による避難を実施するものとする。ただし、現在避難等により区域外から通学している生徒や宿泊施設を利用している生徒については、バス等による集団避難を実施する。
- (ニ) バスによる避難については、関係市町村が所有するバスだけでは不足する場合、県は（公社）福島県バス協会と締結している協定に基づき、一時集合場所、学校等必要な箇所へ確実に手配できるよう、あらかじめ体制を整えておくものとする。  
また、県は、他県のバス協会にも協力を求め、必要な体制を整えておくものとする。  
なお、バスによる避難にあたっては、原則として県または市職員等が同乗するものとする。
- (ホ) 鉄道による避難が可能な場合は、東日本旅客鉄道（株）等の鉄道事業者の協力を得て積極的に活用するものとする。
- (ヘ) バス等による避難が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、陸上自衛隊や海上保安庁等へ車両、船舶、ヘリコプター等の派遣要請を行うものとする。
- (ヘ) 民間船舶については、国土交通省が検討する大規模災害時における船舶の具体的活用方策を踏まえ、国等と連携を図り活用するものとする。

#### イ 一時集合場所への集合

市は、防災関係機関等の協力のもと、自家用車等による避難が困難な住民を、あらかじめ避難計画に定めた一時集合場所へ誘導するものとする。

#### ウ 避難誘導の実施

市は、住民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、住民等に対し一時集合場所や避難先避難所、避難退域時検査会場の場所、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、市は、これらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報を提供するものとする。

#### エ 避難先避難所への輸送

市は、あらかじめ避難計画に定めた防災関係機関等の協力により、一時集合場所に集合した住民等を避難先避難所へ輸送するものとする。

市長は、人員、輸送車両等に不足が生じた場合は、自衛隊の支援を要請するほか、必要に応じて県に支援を要請するものとする。

#### オ 一時集合場所に自力で集合できない住民等への対応

一時集合場所に自力で集合することが困難な住民等に対しては、市職員のほか消防機関、民生委員及び自主防災組織等の協力のもと、救援活動を実施するものとする。

#### カ 避難状況の確認

市は、避難指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問や避難先避難所における確認等あらかじめ定めた方法により住民等の避難状況を確認し、避難漏れ等のないよう努めるものとする。

また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報を提供するものとする。

#### キ 家庭動物の同行避難

市は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

#### ク 感染症流行下における避難

感染症流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

## 3 一時集合場所等

---

### (1) 一時集合場所等の開設及び周知

市は、県と連携し、緊急時に一時集合場所や避難先避難所、避難退域時検査会場を開設した場合は、住民等への周知徹底を図るものとする。

### (2) 避難者の情報把握

市は、県と連携し、それぞれの避難先避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等へ報告するものとする。

また、町内会、自主防災組織、民生委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の協力のもと、要配慮者等の居場所の把握や安否確認に努めるものとする。

### (3) 良好な生活環境づくり

市は、県の協力のもと、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるように、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。

また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

さらに、感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。積雪寒冷地においては、冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。夏季に置いては、避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。孤立する恐れのある集落や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮するものとする。

なお、家庭動物を連れて避難するケースも増えていることから、そのためのスペース確保にも配慮するものとする。

#### **(4) 衛生状態の保持**

市は、県と連携し、仮設トイレを早期に設置するとともに、清掃、し尿処理及び生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるなど衛生状態の保持に努めるものとする。

#### **(5) 心のケア対策**

市は、県と連携し、避難先避難所における被災者が生活環境の激変に伴い、心身の健康に不調をきたすことのないよう、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等の設置、医師、保健師、看護師、栄養士等による巡回健康相談等を実施し、心のケアを含めた対策を行うものとする。

#### **(6) 女性及び子育て家庭への配慮**

市は、避難先避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

#### **(7) 旅館等への移動**

市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等が見込まれる場合又は感染症対策に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

#### **(8) 避難先避難所の早期解消**

市は、国及び県と連携を図りながら、災害の規模等を勘案し、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難先避難所の早期解消に努めるものとする。

#### **(9) 応急仮設住宅**

市は、災害救助法が適用とならない場合、又は適用を受けて県から委任を受けた場合において、応急仮設住宅の建設にあたっては、二次災害や家庭動物の受入れに十分配慮するとともに、建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達を要請するものとする。

また、県と連携して被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居に努めるものとする。

### **4 安定ヨウ素剤の服用**

---

国が、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等を勘案し、安定ヨウ素剤の配布・服用の必要性を判断することから、市は、その判断に基づき、住民等に対する配布・服用指示等の措置を講じるものとする。ただし、連絡手段の断絶等により、国からの指示を受けることができない場合等には、県及び市が、対策指針の内容を踏まえ服用指示等の措置を講じるものとする。

### **5 避難行動要支援者への配慮**

---

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

### **6 要配慮者等への配慮**

---

市は、国、県及び関係機関と連携し、避難誘導及び避難先避難所での生活において、要配慮者や一時滞在者等の健康状態を悪化させることのないよう、健康状態の把握、福祉施設職員等の応

援体制の整備、更には、応急仮設住宅への優先的入居などに努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

特に、要配慮者の心身の健康状態には特段の配慮を行い、町内会、自主防災組織、民生委員、消防団、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の多様な主体の協力を得ながら、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を段階的に実施するものとする。

#### (1) 医療機関の対応

病院等医療機関の管理者は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させることとされている。

#### (2) 社会福祉施設の対応

社会福祉施設の管理者は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に入所者又は利用者を避難させることとされている。

## 7 学校等施設における避難措置

---

学校等施設の管理者は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示が発せられた場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。

また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

## 8 集客施設等における避難措置

---

集客施設等の管理者は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、来場者等を避難させるものとする。

## 9 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

---

市は、現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、必要に応じ外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置がとれるものとする。

## 10 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 市は、県及び防災関係機関等と協力し、被災者の生活維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するほか、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 市及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部に対し、物資の調達を要請するものとする。

### 第5節 治安の確保及び火災の予防

市は、屋内退避又は避難等を実施している区域及びその周辺（海上を含む）（以下「緊急事態応急対策実施区域」という。）における治安の確保、火災の予防等について、治安当局等関係機関と協議し、万全を期するものとする。特に、避難の指示等を行った区域及びその周辺については、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施の上、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

### 第6節 飲食物の出荷制限及び摂取制限等

- 1 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとされている。市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、国及び県と協力して飲食物の検査を実施するものとする。
- 2 市は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限及び摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。
- 3 市は、対策指針に基づくO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限及び摂取制限又は制限解除等に関する広報・周知に努めるものとする。

【飲食物の出荷制限等に係る基準等】

	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※3	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※2	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いるO I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には、O I L の初期設定値は改定される。

※2 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※3 その他の核種の設定の必要性も含め、今後検討することとされている。

## 第7節 緊急輸送活動

### 1 緊急輸送活動

#### (1) 緊急輸送の範囲等

市は、緊急輸送を円滑に実施するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

##### 【緊急輸送を行う範囲及び優先順位】

順位	緊急輸送の範囲等
1	○人命救助及び救急活動に必要な輸送 ○国及び県の現地対策本部長、市の本部長等
2	○避難者等
3	○災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
4	○緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送 ・原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員等 ・緊急時モニタリング要員等 ・情報通信要員等 ・避難先避難所を維持・管理するために必要な人員及び資機材等

5	○住民の生活を確保するために必要な物資の輸送 ・食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
6	○その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

## (2) 緊急輸送体制の確立

ア 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑な緊急輸送の実施に努めるものとする。

イ 市は、人員、車両等の調達に関して、指定地方公共機関のほか、県を通じて輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じて、県や周辺市町村に支援を要請するものとする。

ウ イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において支援を要請するものとする。

## 2 緊急輸送のための交通確保

市は、原子力災害合同対策協議会において、通行規制にあたる県警察や他の道路管理者と密接な連絡を図り、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置を講じるものとする。

# 第 8 節 救助・救急、消火及び医療活動

## 1 救助・救急及び消火活動

(1) 市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力のもと、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 市は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、県に対し速やかに広域消防応援や緊急消防援助隊の出動等を要請するものとする。なお、要請時には次の事項に留意するものとする。

ア 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間

イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ 市への進入経路及び進出拠点 など

## 2 医療措置

(1) 市は、保健所において、健康に不安を持つ住民等を対象とした相談窓口を設置するとともに、必要に応じて健康相談及びスクリーニング等を実施するものとする。

- (2) 市は、上記のほか、県が行う緊急時における住民等の健康管理及び簡易除染等原子力災害医療活動に協力するものとする。

※ 原子力災害医療のうち、市内では、いわき市医療センター及び福島労災病院が「原子力災害医療協力機関」（被ばく傷病者等の初期診療及び救急医療等を行うこととされている。）に指定されている。

## 第9節 住民等への的確な情報伝達活動

市は、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、市民の安全・安心を図るとともに、被災者の適切な判断と行動を支援するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報に努めるものとする。また、市は、住民等から数多く寄せられる問い合わせ、要望、意見などについて、適切な対応を行える体制を整備するものとする。

### 1 住民等への情報伝達活動

市は、次の事項に留意した情報提供を行うものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線による影響は、すぐに五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、異常事態による影響をできる限り低減させるため、住民等に対する的確かつ迅速な情報提供や広報を行うものとする。
- (2) 住民等への情報提供にあたっては、国及び県と連携して情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備の上、様々な情報伝達手段を活用して繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- (3) 原子力災害の状況（原子力発電所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難先避難所など地域住民に役立つ情報を正確かつきめ細やかに提供する。なお、その際、住民等の安全・安心を図るとともに、要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- (4) 原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表及び広報活動を行う。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、関係周辺市町村、原子力事業者等と相互に連絡を取り合うものとする。
- (5) 情報伝達にあたっては、防災行政無線、携帯電話を活用した緊急速報メール（エリアメール）、掲示板、広報紙、ホームページ、SNS、広報車等によるほか、テレビやラジオなど

の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て実施するものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。情報を提供する際に活用する媒体は、被災者の生活環境、居住環境等が多様であること配慮するものとし、特に避難所においては、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切な情報提供に努めるものとする。

## 2 住民等からの問い合わせに対する対応

---

- (1) 市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信に努めるものとする。
- (2) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第 10 節 自発的支援の受入れ等

---

市は、国内・国外から寄せられる多くの善意の支援申し入れに対し、適切に対応するものとする。

### 1 ボランティアの受入れ

---

市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、必要に応じてボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、高齢者や障がい者介護、外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じて活動拠点を提供するなど、円滑にボランティアが実施できるよう支援に努めるものとする。

### 2 国民等からの支援物資、義援金の受入れ

---

## **(1) 支援物資の受入れ**

市は、県及び関係機関等の協力のもと、国民、企業等からの支援物資について、受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて公表するとともに、需給状況を勘案しながら同リストを逐次改定するものとする。

### **【国等の対応】**

国及び被災地以外の県は、必要に応じ支援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うこととされている。国民及び企業等は、支援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めることとされている。

## **(2) 義援金の受入れ**

市は、義援金配分委員会を設置し、速やかに義援金の配分を決定するものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

## **第 11 節 行政機関の業務継続に係る措置**

- 1 市は、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、当該地域外へ退避した場合は、その旨を住民等へ周知するものとする。
- 2 市は、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

## **第 12 節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策**

核燃料物質等の運搬中の事故（以下この節においては単に「事故」という。）に係る防災対策について、原子力事業者並びに原子力事業者から運搬を委託された者が必要な応急対策を講ずるとともに、国（輸送関係省庁）は、関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及び専門家を現地へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員することとなる。

市は、当該運搬を委託した原子力事業者、国、防災関係機関等と協力して、以下の初動対応を踏まえつつ、前節までの緊急事態応急対策に準じた応急対策を講ずるものとする。

- (1) 原子力防災管理者は、事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに国、県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など関係機関に文書で送信し、さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとなっている。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員・消防団員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 事故の通報を受けた最寄りの警察署は、直ちにその旨を警察本部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (4) 事故の通報を受けた福島海上保安部は、直ちにその旨を第二管区海上保安本部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、海上保安部職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等必要な措置をするものとされている。
- (5) 市は、事故の通報受信後、県と相互に協力して事故状況の把握に努め、国の指示に基づき事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要な措置を実施するものとする。

## 第 4 章 原子力災害中長期対策

## 第1節 基本方針

---

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき、「原子力緊急事態解除宣言」が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

## 第2節 放射性物質による環境汚染への対処

---

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

## 第3節 緊急事態解除宣言後の対応

---

市は、内閣総理大臣が「原子力緊急事態解除宣言」を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

### 1 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

---

市は、国及び県と協議の上、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

### 2 各種制限措置の解除

---

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、市民の安全が確保できると判断される場合には、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限又は摂取制限等各種制限措置等のうち可能なものを解除するとともに、当該解除の状況を確認するものとする。

## 第4節 災害地域住民に係る記録等の作成

---

### 1 災害地域住民の記録

---

市は、避難及び屋内退避の措置を行った住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難先避難所等において実施した措置等をあらかじめ定めた様式により記録するものとする。

### 2 災害対策措置状況の記録

---

市は、被災地のモニタリングの結果、緊急事態応急対策措置及び原子力災害長中期対策措置の内容等を記録しておくものとする。

## 第5節 被災者等の生活再建等の支援

---

### 1 被災者等の生活支援

---

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

### 2 相談窓口の設置等

---

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。また、市外からの避難者に対しても、従前の居住市町村と協力し必要な情報や支援・サービスの提供に努めるものとする。

## 第6節 風評等の影響の軽減

---

市は、国、県及び公共的団体等と連携して広報活動を行い、科学的根拠に基づく農林水産業及び地場産業の産品等の適切な流通等の確保に努めるものとする。

## **第7節 被災中小企業等に対する支援**

---

市は、国、県及び公共的団体等と連携し、必要に応じ設備復旧資金、運転資金の貸付を行うとともに、被災中小企業等に対する援助、助成措置についての広報及び相談窓口の設置などを行うものとする。

## **第8節 心身の健康相談体制の整備**

---

市は、モニタリングの結果や原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施するものとする。

## 參考資料

表 2 各緊急事態区分を判断する E A L の枠組みについて

5. 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

警戒事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済み燃料貯蔵層の水位が勝者済み燃料集合体の頂部から情報2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

6. 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> <p>避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を準備する。</p>

施設敷地緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。</p>

全面緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。</p>

表3 O I Lと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要	
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	$\beta$ 線：40,000 cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)  $\beta$ 線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難地域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。	
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定	
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg			

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている $\beta$ 線の入射窓面積が20  $\text{cm}^2$ の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/ $\text{cm}^2$ 相当となる。

他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/ $\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。